

採用内定取消しの防止について

～事業主の皆さま、労働局・ハローワークまでご相談ください～

事業主の皆さまへ

新卒者に対する採用内定の取消しは、学生・生徒とそのご家族に大きな失望を与えるものであり、できる限り防止することが必要です。

「青少年の雇用の促進等に関する法律」第7条に基づき厚生労働大臣が定める指針では、事業主の皆さまに対し、以下の努力を求めています。

1 採用内定の取消しを防止するため、**最大限の経営努力を行う等、あらゆる手段を講じること。**

※ 新卒の採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消し（解雇）は無効とされます。

2 やむを得ない事情により、採用内定の取消し、または入職時期の繰り下げを行う場合には、**対象者の就職先の確保について最大限の努力を行うとともに、対象者からの補償等の要求には、誠意を持って対応すること。**

事業主の皆さまの雇用維持の努力を支援するため、令和6年能登半島地震に伴う雇用調整助成金の特例措置を設けました。この特例により、採用したばかりの新規学卒者でも休業や教育訓練等をさせた場合は助成の対象となり得ます。



3 採用内定の取消しを行う前に、**まずは、お近くの労働局・ハローワークまでご相談ください。**

※ また、既に内定取消しを行った場合、労働局・ハローワークへご連絡いただく必要がありますので、ご連絡をお願いします。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL060123開若01



令和5年度から大学生等のインターンシップの取扱いが変わります

- 令和4年6月、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意による「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（3省合意）を改正し、大学生等のキャリア形成支援に係る取組を類型化するとともに、一定の基準を満たしたインターンシップで企業が得た学生情報を、広報活動や採用選考活動に使用できるよう見直しました。

（「採用と大学教育の未来に関する産学協議会」（経団連と大学関係者で構成）が令和4年4月に公表した報告書を踏まえた見直しです。題名も「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」に改めています。）。

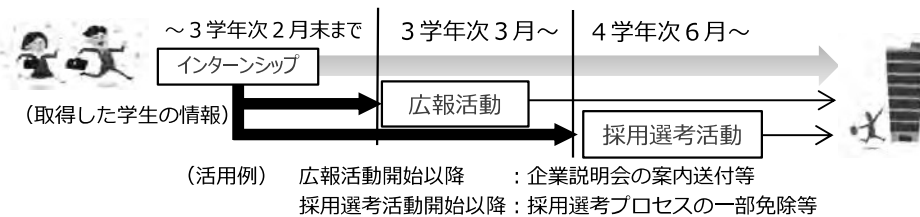
- この改正は、令和7年3月に卒業・修了する学生（学部生ならば令和5年度に学部3年生に進学する学生）が、令和5年度に参加するインターンシップから適用されます。中小企業やスタートアップ企業においても、職場での就業体験を組み込んだインターンシップの実施を自社の魅力・良さ・仕事のやりがい等を学生に伝える機会と捉え、前向きにご検討ください。

改正のポイント

① インターンシップ等の学生のキャリア形成支援に係る取組を4つに類型化

「インターンシップ」とは称さない		「インターンシップ」と称して実施	
就業体験を必須とせず、「個社・業界の情報提供等」や「教育」が目的		就業体験が必須 「自身の能力の見極め」や「評価材料の取得」が目的	
タイプ1 オープン・カンパニー	タイプ2 キャリア教育	タイプ3 汎用的能力・専門活用型インターンシップ	タイプ4 高度専門型インターンシップ（試行）

② 一定の基準を満たすインターンシップ（タイプ3）で取得した学生情報を、広報活動・採用選考活動の開始時期以降に限り、それぞれ使用可能



【一定の基準とは】

- ・ 就業体験要件（実施期間の半分を超える日数を就業体験に充当）
- ・ 指導要件（職場の社員が学生を指導し、学生にフィードバックを行う）
- ・ 実施期間要件（汎用能力活用型は5日間以上。専門活用型は2週間以上）
- ・ 実施時期要件（卒業・修了前年度以降の長期休暇期間中）
- ・ 情報開示要件（学生情報を活用する旨等を募集要項等に明示）

- **タイプ1～4は学生のキャリア形成支援に係る取組であって、採用活動ではありません。**

学生は採用選考活動開始時期以降、改めて採用選考のためのエントリーが必要になります。

- **タイプや基準の詳細のほか、インターンシップ実施の際の体制整備、安全、災害補償の確保、ハラスメント対応、労働関係法令の適用、受け入れ時の公正性等の確保等の留意事項は、3省合意をご確認ください。**

3省合意文書



<https://www.mhlw.go.jp/content/1180000/00/000949684.pdf>

産学協議会
2021年度報告書



<https://www.sangaku-kyogikai.org/activities>

産学協議会事務局
解説動画



<https://youtu.be/TqfHF0lgtDA>

求人票に明示する労働条件が新たに3点追加されるのでご注意ください

職業安定法施行規則の改正により、**2024（令和6）年4月1日以降**、ハローワークに求人申込みを行う場合は、求人票に以下の①～③の**明示**をお願いします。

① 従事すべき業務の変更の範囲※

- 採用後、業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に「変更範囲：変更なし」と明示してください。
- 将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置される見込みがある場合には、同欄に変更後の業務を明示してください。

職種	介護員
仕事の内容	<p>グループホーム（2ユニット：18人定員）にて、ご利用者様に対する生活全般の介護サービスを提供いただきます。</p> <p>（主な業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動、食事、入浴（2人体制）、排泄など日常生活の介助 ・介護記録作成 ・誕生日会などレクリエーション開催 ・買い物代行や、食材の買い出し ・機能訓練 など <p>※社用車（普通車1BOX：AT車）の運転をお願いすることがあります</p> <p>変更範囲：会計・経理事務、障害者福祉施設指導員</p>

(最大360文字)

② 就業場所の変更の範囲※

採用後、雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置される見込みがある場合は、転勤の可能性を「1. あり」とした上で、**転勤範囲**を明示してください。

就業場所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input checked="" type="checkbox"/> 登録済の就業場所に同じ <input type="checkbox"/> 在宅勤務に該当	
	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇	
	〇〇県△△市□□町3番地	
	最寄り駅(〇〇線 □□ 駅)から[徒歩・ 車]で(10 分)	
	就業場所に関する特記事項:	
従業員数:就業場所(22 人) うち女性(12 人) うちパート(14 人)		
受動喫煙対策	<input checked="" type="checkbox"/> あり 受動喫煙対策の内容: 屋内禁煙 (喫煙設置) 2. なし(喫煙可) 3. その他	
受動喫煙対策に関する特記事項:		
マイカー通勤	<input checked="" type="checkbox"/> マイカー通勤可 <input checked="" type="checkbox"/> 駐車場あり ※料金について「求人に関する特記事項欄」に記載してください。	
転勤の可能性	① あり <input checked="" type="checkbox"/> 転勤範囲: [A事業所、B事業所] 2. なし <input type="checkbox"/>	

※「変更の範囲」とは、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

③ 有期労働契約を更新する場合の基準

※通算契約期間または更新回数の上限を含みます。

- ・雇用期間の定めがあり、当初の予定の雇用期間終了時点で契約更新をする可能性がある場合は「契約更新の可能性」欄を「1. あり」に○を付けてください。
- ・更新継続が期待される場合は「原則更新」、更新の可能性はあるもののそれが確実ではない場合は「条件付きで更新あり」に○を付けてください。

■原則更新の場合は以下のように明示してください。

有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合

「求人に関する特記事項」欄に「更新上限：有（通算契約期間○年／更新回数○回）」

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

■条件付きで更新ありの場合は以下のように明示してください。

- ・「契約更新の条件」欄に具体的な更新条件を記載
- ・有期労働契約の通算契約期間または更新回数に上限がある場合、同欄に記載

※更新上限がない場合に、その旨を明示する必要はありません。

雇用期間	1. 定めなし ② 定めあり(4ヶ月以上) 3. 定めあり(4ヶ月未満) 4. 日雇(日々又は1ヶ月未満) 年 月 日 ~ 年 月 日 又は 1 年 0 ヶ月
契約更新の可能性	①あり(原則更新) ・ 条件付きで更新あり 2. なし (契約更新の条件: 会社が定める能力評価により判断 (通算契約期間上限4年 / 更新回数上限3回))

Q 就業場所・業務に限定がない場合、どのように記載すればよいですか？

A 就業場所・業務に限定がない場合は、「会社の定める○○」と記載するほか、変更の範囲を一覧表として別途求職者に手交することも考えられますが、求職者とのトラブル防止のため、できる限り就業場所・業務の範囲を明確にするのが望ましいです。

Q 今回の明示事項について、記載欄に書き切れない場合は、どうすればよいですか？

A 今回の明示事項について、指定された欄に書き切れない場合は、求人申込書の「求人に関する特記事項」欄に記載してください。

このリーフレットの内容や具体的な求人票の記載方法については、お近くのハローワークまでお問い合わせください。



・都道府県労働局・ハローワーク

LL060115首01

求人企業の皆さまへ

改正職業安定法（求人不受理）について

2020年（令和2年）3月30日から、改正職業安定法の一部や関連する政令・省令・指針が施行され、ハローワークは、**一定の労働関係法令違反のある求人者からの求人の申し込みなどを受理しないことが可能**となっております。

このリーフレットでは、**求人企業の皆さまが、ハローワークに求人を申し込む際に留意していただきたい点**をお知らせします。

※ 違反した場合に求人不受理となる規定が追加になります（施行日：令和4年10月1日）。

ハローワークは、原則として、全ての求人の申し込みを受理しなければならないとされています。ただし、以下のいずれかの要件に該当する場合には、**求人の申し込みを受理しないことができます。**

- ① 内容が法令に違反する求人
- ② 労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当な求人
- ③ **一定の労働関係法令違反のある求人者による求人**
- ④ 求人者が労働条件を明示しない求人
- ⑤ **暴力団員など（※）による求人**
（※）暴力団員、法人で役員の中に暴力団員がいる者、暴力団員がその事業活動を支配する者
- ⑥ **正当な理由なく、ハローワークからの報告の求めに応じなかった求人者による求人**

○ ハローワークは、求人の申し込みが上記の要件に該当するか否か、求人者に対して報告を求めることができるとされており、職業安定法では、**求人者は、ハローワークからその求めがあったときは、正当な理由がない限り、応じなければならない**とされています。



- 正当な理由なく、ハローワークからの報告の求めに応じなかった場合は、**求人の申し込みが受理されないこととなりますので、報告にご協力ください。**
- また、報告の際に、**事実と相違する報告をした場合には、都道府県労働局による勧告や公表などの対象となる可能性がある**ので、**正しい内容の報告**をお願いします。

【参考：職業安定法】

第五条の六 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みは全て受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人の申込みは受理しないことができる。

- 一～六 （上記①～⑥のとおりであるため省略）
- 2 公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることができる。
- 3 求人者は、前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じなければならない。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040930 首01

以下に該当する場合には、求人者の申込みが受理されません

対象となる主なケース		基本となる不受理期間
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合	法違反の是正後6か月経過するまで
	対象条項違反により送検され、公表された場合	送検された日から1年経過するまで
職業安定法、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法に関する規定	対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合	法違反の是正後6か月経過するまで

違反した場合に求人者の申込みが受理されないこととなる法律の規定

法律	対象条項
労働基準法	＜男女同一賃金＞第4条、＜強制労働の禁止＞第5条、＜労働条件明示＞第15条第1項及び第3項、＜賃金＞第24条、第37条第1項及び第4項、＜労働時間＞第32条、第36条第6項（第2号及び第3号に係る部分に限る）、第141条第3項、＜休日・休暇等＞第34条、第35条第1項、第39条第1項、第2項、第5項、第7項及び第9項、＜年少者関係＞第56条第1項、第61条第1項、第62条第1項及び第2項、第63条、＜妊産婦関係＞第64条の2（第1号に係る部分に限る）、第64条の3第1項、第65条、第66条、第67条第2項（※）労働者派遣法第44条（第4項を除く）の規定により適用する場合を含む。
職業安定法	＜労働条件等の明示＞第5条の3第1項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、第2項及び第3項、第5条の4第1項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）及び第2項（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、＜求職者等の個人情報の取扱い＞第5条の5（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、＜求人者の申込み時の報告＞第5条の6第3項、＜委託募集＞第36条、＜労働者募集に係る報酬受領・供与の禁止＞第39条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、第40条、＜労働争議への不介入＞第42条の2において読み替えて準用する法第20条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）、＜秘密を守る義務＞第51条（労働者の募集を行う者に係る部分に限る）
最低賃金法	第4条第1項
労働施策総合推進法	第30条の2第1項及び第2項（第30条の5第2項及び第30条の6第2項において準用する場合を含む） （※）第30条の2第1項の規定を労働者派遣法第47条の4の規定により適用する場合を含む。
男女雇用機会均等法	第5条から第7条、第9条第1項から第3項、第11条第1項及び第2項（第11条の3第2項、第17条第2項及び第18条第2項において準用する場合を含む）、第11条の3第1項、第12条及び第13条第1項 （※）労働者派遣法第47条の2の規定により適用する場合を含む。
育児・介護休業法	第6条第1項、第9条の3第1項、第10条、第12条第1項、第16条（第16条の4及び第16条の7において準用する場合を含む）、第16条の3第1項、第16条の6第1項、第16条の8第1項（第16条の9第1項において準用する場合を含む）、第16条の10、第17条第1項（第18条第1項において準用する場合を含む）、第18条の2、第19条第1項（第20条第1項において準用する場合を含む）、第20条の2、第21条第2項、第23条第1項から第3項まで、第23条の2、第25条第1項及び第2項（第52条の4第2項及び第52条の5第2項において準用する場合を含む）及び第26条 （※）労働者派遣法第47条の3の規定により適用する場合を含む。

新規学校卒業者を採用する際は 労働関係法令の規定などを確認してください

新規学校卒業者の就職は、学校生活から新たに職業生活に入る人生の大きな転機となるものです。しかし、新規学校卒業者は、職業や職場に関する知識や経験に乏しく、適切な職業選択と円滑な就職を行うためには、関係者の助言や援助を必要とします。

このリーフレットは、「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）をもとに、新規学校卒業者の採用に当たり確認いただきたい事項をまとめたものです。

事業主の皆さまには、新規学校卒業者を採用する際、このリーフレットや関係法令などを参考に、適正な募集・採用に努めていただくようお願いいたします。

1. 募集・労働契約締結に当たって遵守すべき事項など

募集時	<ul style="list-style-type: none"> ●労働条件を明示してください（職業安定法第5条の3） ●広告等により提供する求人等に関する情報は的確に表示してください（同法第5条の4） ●職業安定法に基づく大臣指針により、以下の点に配慮してください <ul style="list-style-type: none"> ・募集の段階で、労働条件を変更する可能性があるときは、その旨を併せて明示してください ・明示した労働条件が変更になったときは、求職者に対して速やかに通知してください ●固定残業代制を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うことなどを明示すること（記載例参照）
労働契約締結前	<ul style="list-style-type: none"> ●当初明示した労働条件が変更される場合は、変更内容について明示して下さい（職業安定法第5条の3第3項） <p>→なお、学校卒業見込者等については、特に配慮が必要であるため、当初明示した条件を変更し、削除し、又は当初明示した条件に含まれない従事すべき業務の内容等を追加することは不適切であるとされています</p>
労働契約締結時または締結後	<ul style="list-style-type: none"> ●労働条件を明示してください（労働基準法第15条第1項） ●明示された労働条件が事実と異なる場合、労働者は即時に労働契約を解除することができます（同法第15条第2項） ●労働条件の変更には、労使の合意が必要です（労働契約法第8条）

Pick up!

時間外労働について固定残業代制を採用している場合の記載例

- 1 基本給（××円）
- 2 □□手当（時間外労働の有無にかかわらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給）
- 3 ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
 - ※ 「□□」には、固定残業代に該当する手当の名称を記載してください。また、□□手当に固定残業代以外の手当を含む場合には、固定残業代分を分けて記載してください。
 - ※ 深夜労働や休日労働について固定残業代制を採用する場合も同様です。



2. 採用内定に当たって遵守すべき事項など

- (1) 採用内定を行う際は、確実な採用の見通しに基づいて、採否の結果を明確に伝えてください。
- (2) 採用の時期や採用条件、採用内定取消事由などは、文書で明示してください。また、学校などの卒業が採用条件となる場合は、内定時に明示してください。
- (3) 採用内定者について労働契約が成立したと認められる場合には、客観的に合理的な理由がなく、社会通念上相当であると認められない採用内定の取消しは無効となりますので、十分にご留意ください。
- (4) やむを得ない事情により採用内定の取消しや入職（入社）時期の繰下げを行うときは、新規卒業予定者の就職先の確保に最大限努力するとともに、該当者からの補償などの要求に誠意を持って対応してください。また、所定の様式により、あらかじめハローワークに通知してください。

3. 学校などの卒業者の取扱い

新規卒業予定者の募集を行うに当たっては、学校などの卒業者が、卒業後少なくとも三年間は応募できるようにしてください。また、できる限り年齢の上限を設けないようにし、年齢の上限を設ける場合には、青少年が広く応募できるよう検討してください。

4. 新規卒業予定者に関する採用方法

- (1) 通年採用や秋季採用の導入などを積極的に検討してください。
- (2) 国・地方公共団体などの施策を活用しながら、いわゆるUIJターン就職などによる就職機会の提供に積極的に取り組んでください。

5. インターンシップ・職場体験の機会の提供

学校やハローワーク等と連携し、インターンシップや職場体験の受入れを行うなどの積極的な協力をお願いします。なお、インターンシップや職場体験であっても、労働基準法などの労働関係法令が適用される場合もあるので、ご注意ください。

「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（令和4年6月13日 文部科学省・厚生労働省・経済産業省）を踏まえて実施してください。

6. その他

前述のほか、事業主は以下の点についてご注意ください。

- ・募集・採用計画の立案に当たっては、毎年募集・採用人数が大きく変動しないよう、入職後の人材育成など雇用管理面にも配慮しつつ、中長期的な人事計画などに基づいて、必要な人材だけを採用してください。
- ・当該年度の具体的な募集・採用計画の立案に当たり、中長期的な人事計画などの下、企業の人員構成、職場における要員の過不足の状況などを十分見極めた上で、募集・採用人数を決定してください。
- ・募集・採用人数の計画決定に当たり、「若干名」、「〇〇人以内」など不明確な表現、実際の採用計画を超えた人数の募集などは避け、採用人数を明確にしてください。

新規学卒者などを募集する事業主の皆さまへ

若者の募集・採用等に関する指針 ご対応いただきたい5つのポイントを紹介します



指針の全体版も
ご覧ください



若者雇用促進法に基づく指針とは

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針

- ・ 「青少年の雇用の促進等に関する法律」（若者雇用促進法）に基づき、**若者を募集・採用等する事業主などが講ずべき措置をまとめた指針**です。
- ・ 男女雇用機会均等法等の改正（令和8年10月1日施行）に伴い、ハラスメント対策の強化について、事業主などが講ずべき措置を新たに定めています。

1 募集にあたっての労働条件の明示などの対応が必要です

- 青少年が適切に職業選択を行い、安定的に働くことができるように、**労働条件などの明示などに関する事項を遵守**すること。
- 広告等により提供する青少年の募集に関する情報等は、**青少年に誤解を生じさせるような表示としない**こと。また、当該情報を**正確かつ最新の内容に保つ**こと。
- 明示する従事すべき業務の内容等は、**虚偽または誇大な内容としない**こと。
- **固定残業代**を採用する場合は、固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法などを明示すること。
- 職業安定法に基づく職業紹介事業者等指針※第5を踏まえ、**求職者等の個人情報を適切に取り扱う**こと。

※ 「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業者を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針」

固定残業代の詳細



労働関係法令の留意点



2 内定取消しは無効になることもあります

- 労働契約が成立したと認められる場合には、**客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない採用内定取消しは無効**とされることに十分に留意し、採用内定取消しを防止するため、最大限の経営努力などを行うこと。やむを得ない事情により採用内定取消しなどを行う場合には、**就職先の確保について最大限の努力**を行うこと。
 - ※ 職業安定法施行規則第35条第2項では、採用内定取消しなどを行おうとする事業主は、所定の様式により、あらかじめ、公共職業安定所等に通知することとなっています。
- 採用内定または採用内々定と引き替えに、他の事業主に対する**就職活動を取りやめるよう強要することなどの職業選択の自由を妨げる行為**などは、青少年に対する公平・公正な就職機会の提供の観点から**行わない**こと。
- 労働契約が成立したと認められる場合には、採用内定者に対して、自由な意思決定を妨げるような**内定辞退の勧奨**は、違法な権利侵害に当たるおそれがあることから**行わない**こと。

3 就活生などに対するハラスメントにも注意してください

- 新規!!** ■ 求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のため、雇用管理上の措置を講ずること。また、男女雇用機会均等法に基づく求職活動等セクハラ防止指針※5及び6を踏まえ、必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましいこと。（令和8年10月1日適用）
- ※ 「事業主が求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」
- 雇用する労働者が就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等に対する言動について、必要な注意を払うよう配慮するように努めることが望ましいこと。

特に就職活動中の学生に対するセクシュアルハラスメント等は、正式な採用活動のみならず、OB・OG訪問等の場でも問題化しています。

企業としての責任を自覚し、OB・OG訪問等の際も含めて、セクシュアルハラスメント等は行ってはならないものであり厳正な対応を行う旨などを、研修などを実施し社員に対して周知徹底すること、OB・OG訪問等を含めて学生と接する際のルールをあらかじめ定めること等により、未然の防止に努めましょう。

ハラスメントの詳細



求職活動等セクハラ防止指針はこちらからご確認ください。

4 「青少年雇用情報」の情報提供が必要です

- ホームページでの公表などで、青少年雇用情報の全ての項目について情報提供することが望ましいこと。

青少年雇用情報とは

若者雇用促進法により、事業主は、応募者などに対して、平均勤続年数や研修の有無と内容といった就労実態等の職場情報を提供する仕組みがあります。

職場情報は、新卒者の募集を行う企業に対し、企業規模を問わず、

(i) 幅広い情報提供を努力義務

(ii) 応募者等から求めがあった場合は、以下の3類型（ア～ウ）ごとに1つ以上の情報提供を義務

としています。

(ア) 募集・採用に関する状況

(イ) 職業能力の開発・向上に関する状況

(ウ) 企業における雇用管理に関する状況

青少年雇用情報の詳細



5 卒業後3年以内の者も「新卒枠」での応募受付ができるよう努めてください

- 既卒者が卒業後少なくとも3年間は「新卒枠」に応募できるようにすることや、できる限り上限年齢を設けないように努めること。
- 通年採用や秋季採用の導入等の個々の事情に配慮した柔軟な対応を積極的に検討するよう努めること。

既卒者の応募の詳細



通年採用・秋季採用の詳細



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局 ハローワーク

LL080226開若01

学生の職業選択の自由を侵害する 「オワハラ」は行わないでください！！

オワハラとは、企業などが新規学校卒業者等の採用において、内定や内々定を行うことと引き換えに、学生の意思に反して他の企業などへの就職活動の終了を強要するようなハラスメント行為です。

オワハラは、憲法で保障された職業選択の自由を侵害する行為であり、場合によっては、刑法上の脅迫罪・強要罪や民法上の不法行為にも当たる可能性があります。

また、学生にオワハラと受け止められれば、企業等の社会的信用の失墜やイメージの低下につながりかねません。

新規学校卒業者等の就職は、人生の大きな転機であり、将来を左右する重要な選択をすることになります。

学生側にも、節度ある就職活動が求められますが、企業や職業紹介事業者の皆さまにも、学生が納得いく就職活動を行えるよう、就職機会の確保にご理解・ご協力をお願いします。



以下のようなことをしていませんか？
これらは「オワハラ」に該当し得る例です！

- 自社の内（々）定と引換えに、他社への就職活動を取りやめるよう強要すること
- 自由応募型の採用選考において、内（々）定と引換えに大学あるいは大学教員等からの推薦状の提出を求めること
- 他社の就活が物理的にできないよう、研修等への参加を求めること
- 内定承諾書等の早期提出を強要すること
- 内（々）定辞退を申し出たにもかかわらず、引き留めるために何度も話し合いを求めること

ハローワークに寄せられた相談事例

社会経験が少ない学生にとって、企業からの強い働きかけは、相当なプレッシャーになります。学生への対応に当たっては、学生の自主性を妨げることがないように、ご配慮をお願いします。



内定承諾書の早期提出を執拗に求められ、メッセージアプリにも就職活動を終了するよう求めるメッセージが再三送付されてくる。



内々定の連絡を受けた後、他社の選考を全て辞退し、就職活動を終了するように言われた。



内々定時に、入社しなかった場合には損害賠償が発生する旨の記載がある「誓約書」や「入社承諾書」へのサインを強要された。

■ 「事業主等指針」※では、以下のように規定しています。 事業主の皆さまのご理解をお願いします。

第二 事業主等が青少年の募集及び採用に当たって講ずべき措置

一 労働関係法令等の遵守

(二) 採用内定・労働契約締結に当たって遵守すべき事項等

- 二 採用内定又は採用内々定を行うことと引換えに、他の事業主に対する就職活動を取りやめるよう強要すること等青少年の職業選択の自由を妨げる行為又は青少年の意思に反して就職活動の終了を強要する行為については、青少年に対する公平かつ公正な就職機会の提供の観点から行わないこと。

※青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第7条の規定に基づく「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針」（平成27年厚生労働省告示第406号）



指針の全体版はこちら



都道府県労働局 ハローワーク

LL051204開若01

求人申込み時の留意点

「受動喫煙防止」のための取組を明示してください

2020（令和2）年1月6日から、ハローワークの求人票の様式が変わり、新たに**就業場所における受動喫煙防止のための取組**を明示する必要があります。※1

求人への申込みにあたっては、改正健康増進法に規定する施設の類型に応じて、以下のとおり受動喫煙対策について明示してください。

就業場所	改正健康増進法上の施設の類型と受動喫煙を防止するための措置		求人申込み時の明示方法 ～「受動喫煙対策」の選択・記載方法～		
			「有無」欄	「対策」欄	「特記事項」欄
病院、学校、 児童福祉施設、 行政機関など (2019年7月～)	第一種 施設	敷地内禁煙の場合	あり	屋内禁煙	「敷地内禁煙」などと記載
		敷地内に特定屋外喫煙場所設置の場合★	あり	屋内禁煙	「敷地内禁煙（屋外に喫煙場所設置）」などと記載
バス・タクシー、 旅客機 など (2020年4月～)	旅客機	禁煙	あり	屋内禁煙	裏面（1）注2を参照
事業所、 飲食店、 ホテル・旅館、 鉄道・船舶、 その他の施設 (2020年4月～)	第二種 施設	屋内禁煙の場合	あり	屋内禁煙	—
		喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室設置の場合★	あり	喫煙室設置	「喫煙専用室設置」「加熱式たばこ専用喫煙室設置」などと記載
		適用除外の場所あり (例：宿泊室内など) の場合★	あり	喫煙室設置	「喫煙可の宿泊室あり」などと記載
(経過措置) 既存の 営業規模 の小さな 飲食店※2	既存特定 飲食提供 施設	店内の一部を喫煙可能室としている場合★	あり	喫煙室設置	「喫煙可能室設置」などと記載
		店内の全部を喫煙可能室としている場合	なし (喫煙可)	—	—
喫煙が主目的の バー・スナック、 たばこ販売店など (2020年4月～)	喫煙 目的 施設	店内の一部を喫煙目的室としている場合★	あり	喫煙室設置	「喫煙目的室設置」などと記載
		店内の全部を喫煙目的室としている場合	なし (喫煙可)	—	—
屋外 (第一種施設を除く)	—	—	その他	—	「屋外喫煙可（屋外で就業）」などと記載

(注) 就業場所に禁煙区域と喫煙可能区域がある場合（★）は、喫煙可能区域での業務があるか否かについて、可能な限り「受動喫煙対策に関する特記事項」欄に記載・入力してください。
記載例：「喫煙可能区域での業務あり」「喫煙可能区域での業務なし」

※1 受動喫煙対策の推進のため、職業安定法施行規則の一部が改正され、2020年4月1日から、労働者の募集や求人への申込みを行う際に「就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項」の明示義務が課されています。ハローワークでは、求人票の様式を変更し、2020年1月6日以降の求人申込み（変更を含む）から明示していただいています。

※2 改正健康増進法に基づく経過措置の対象となる既存の営業規模が小規模な飲食店とは、①2020年4月1日時点で現に存する飲食店などであって、②資本金の額または出資の総額が5,000万円以下で、③客席面積が100㎡以下、のすべてを満たすものに限られます。



就業場所における「受動喫煙防止」のための取組を明示する際は、 以下の点にもご留意ください。

(1) 求人事業所の所在地と就業場所が異なる場合

求人事業所の所在地と就業場所が異なる場合は、**実際の就業場所における受動喫煙対策を明示**してください。

(注1) 求人者の申込み時点で複数の場所での就業が予定されている場合は、「受動喫煙対策に関する特記事項」欄や「就業場所に関する特記事項」欄を活用して、それぞれの就業場所における受動喫煙対策を明示してください。ただし、出張や営業など立ち寄る可能性のある場所や、将来的に就業する可能性のある場所について、あらかじめ網羅して明示する必要はありません。

(注2) バス・タクシー、鉄道、船舶、航空機の乗務員など、移動が前提の業務である場合には、恒常的に立ち寄る所属事務所など（鉄道の駅や空港のターミナルビルを含む）および業務に従事する場所（バス・タクシー、鉄道の車内、航空機の機内）の状況を明示する必要があります。このため、恒常的に立ち寄る所属事務所などの状況については、「就業場所に関する特記事項」欄に記載・入力してください。

(注3) 労働者派遣求人の場合は、派遣先における受動喫煙対策を明示してください。

(2) 喫煙可能区域で就業する場合（年齢制限の取扱い）

改正健康増進法では、施設の管理権原者は、喫煙専用室などの喫煙可能区域に**20歳未満の者を立ち入らせてはならない**としています。

このため、喫煙可能区域で就業する求人は、**年齢制限の下限を20歳以上とする必要**があります。（労働施策総合推進法施行規則第1条の3第1項に規定する例外事由（2号：法令の規定による年齢制限）に該当）

【記載例】

年齢制限	: あり
年齢制限範囲	: 20歳以上 ~
年齢制限該当事由	: 法定の規定により年齢制限がある
年齢制限の理由	: 健康増進法により20歳未満立入禁止のため

(3) 地方公共団体が条例などで受動喫煙の防止に関する事項を定めている場合

地方公共団体の条例により受動喫煙を防止するための措置が定められている場合には、求人申込み時の明示に当たっても、条例などに適合したものとるようにご留意ください。

改正健康増進法の詳細は・・・

- 「なくそう！望まない受動喫煙」Webサイト（改正健康増進法のわかりやすい解説）
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>
- 厚生労働省HP（改正健康増進法の概要や関係する通知など）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>
- 問い合わせ先：都道府県等（都道府県・保健所設置市・特別区の保健担当主管課または保健所）

このリーフレットの内容や求人申込み時の明示方法については、ハローワークにお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

若者の募集・求人の申込みをお考えの事業主の皆さまへ
職業紹介事業者の皆さまへ

固定残業代[※]を賃金に含める場合は、 適切な表示をお願いします。

※「固定残業代」とは、その名称にかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働および深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金のことです。

近年、募集要項や求人票の「固定残業代」を含めた賃金表示をめぐるトラブルが見受けられます。若者が就職先の企業を選択する際には、正確な労働条件の表示が重要であり、「若者雇用促進法」に基づく指針でも、「固定残業代」について適切な表示をするよう定めています。

事業主の皆さまには、求人・募集の段階で、指針を踏まえた「固定残業代」の明示をしっかりと行っていただき、また、職業紹介事業者の皆さまも、求人を受け付ける際は明示が適切になされるように働きかけをお願いいたします。



固定残業代制を採用する場合は、募集要項や求人票などに、次の①～③の内容すべてを明示してください。

- ① 固定残業代を除いた基本給の額
- ② 固定残業代に関する労働時間数と金額等の計算方法
- ③ 固定残業時間を超える時間外労働、休日労働および深夜労働に対して割増賃金を追加で支払う旨

▶ 時間外労働について固定残業代制を採用している場合の記載例

- ① 基本給（××円）（②の手当を除く額）
- ② □□手当（時間外労働の有無にかかわらず、○時間分の時間外手当として△△円を支給）
- ③ ○時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給

【注意点】 ※「□□」には、固定残業代に該当する手当の名称を記載します。
※「□□手当」に固定残業代以外の手当を含む場合には、固定残業代分を分けて記載してください。
※ 深夜労働や休日労働について固定残業代制を採用する場合も、同様の記載が必要です。

【参考】 青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針（抜粋）

第二の一（一）八（ハ）

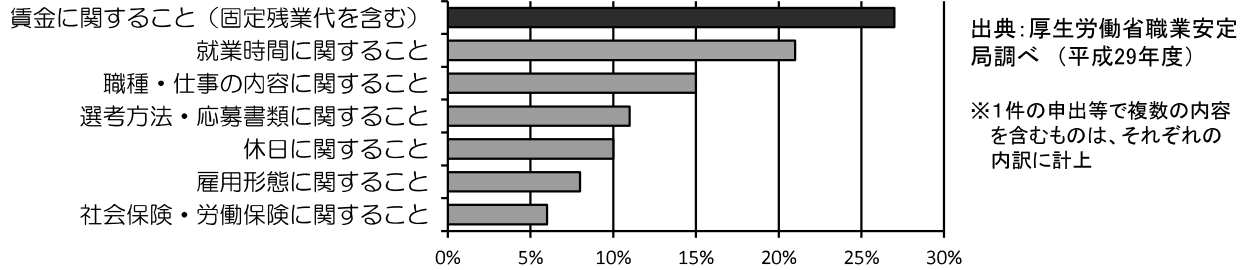
賃金に関しては、賃金形態（月給、日給、時給等の区分）、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給に関する事項等について明示すること。また、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を定額で支払うこととする労働契約を締結する仕組みを採用する場合は、名称のいかんにかかわらず、一定時間分の時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して定額で支払われる割増賃金（以下この（ハ）及びレ（ハ）において「固定残業代」という。）に係る計算方法（固定残業代の算定の基礎として設定する労働時間数（以下この（ハ）において「固定残業時間」という。）及び金額を明らかにするものに限る。）、固定残業代を除外した基本給の額、固定残業時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働分についての割増賃金を追加で支払うこと等を明示すること。



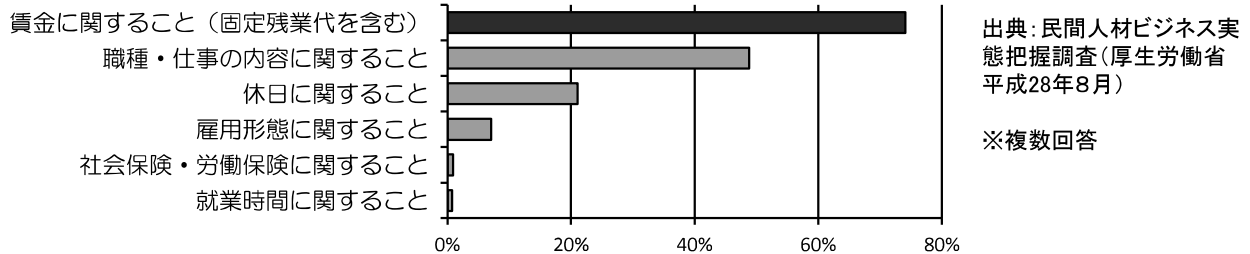
厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL040930開若04

ハローワークにおける、求人票の記載内容と実際の労働条件の相違に対する申出・苦情で、一番多い内容は「賃金に関すること（固定残業代を含む）」です。



民間職業紹介機関を利用して就職活動した方の「求人条件と採用条件が異なっていた」という不満で、一番多い内容は「賃金に関すること（固定残業代を含む）」です。



時間外割増賃金をめぐるトラブルには、次のような裁判例があります。

【T事件（平成24年3月8日 / 最高裁第一小法廷判決）】

本件雇用契約は、(略) 基本給を月額41万円とした上で、月間総労働時間が180時間を超えた場合には、その超えた時間につき1時間当たり一定額を別途支払い、(略) 月間180時間以内の労働時間中の時間外労働がされても、基本給自体の金額が増額されることはない。(略) 基本給について、通常の労働時間の賃金に当たる部分と労働基準法第37条第1項の規定する時間外の割増賃金に当たる部分とを判別することはできないものというべきである。これらによれば、(略) 時間外労働をした場合に、月額41万円の基本給の支払を受けたとしても、その支払によって、月間180時間以内の労働時間中の時間外労働について労働基準法第37条第1項の規定する割増賃金が支払われたとすることはできない(略)。

【U事件（平成20年10月7日 / 東京地裁判決）】

販売手当(略) は、いずれも各店舗の売上等に応じて支給されるものであり、これが従業員が時間外労働や深夜労働をした場合に支給される割増賃金と同様の性質を有するものとはいい難い。(略) 販売手当が時間外勤務手当に代わるものであるという説明をしたとまでは述べていないのであるし、他に販売手当が時間外勤務手当に代わるものであるという説明をしたことを認めるに足る証拠はないから、(略) 販売手当の支払をもって時間外及び深夜の割増賃金の支払ということとはできない。

【F事件（平成20年3月21日 / 東京地裁判決）】

少なくとも労働者が自分が当月働いた分についてどれだけの時間外労働がなされ、それに対していくらの割増賃金が出ているのかを概算的にでも有効・適切に知ることができなければ、労使の合意に基づいた労働条件の中身としての賃金なり給与条件の合意が成立したことにはならない。

高等学校等卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する方へ

出入国在留管理庁においては、父母等に同伴して日本に在留している外国人の方が、高等学校等卒業後に日本で就労する場合、「定住者」又は「特定活動」への在留資格の変更を認めています。

それぞれの主な要件及び在留資格変更許可申請の際の提出資料は以下のとおりです。

要件

定住者	特定活動
我が国の義務教育(小学校及び中学校)を修了していること ※ 中学校には夜間中学を含みます。	—
我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ 高等学校には定時制課程及び通信制課程を含みます。その他対象となる学校については法務省HPで御確認ください。	我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業見込みであること ※ ただし、高等学校等に編入している場合は、卒業に加えて日本語能力試験N2程度の日本語能力を有していることが必要です。
—	扶養者が身元保証人として在留していること
入国後、引き続き「家族滞在」の在留資格をもって日本に在留していること ※ 「家族滞在」以外の在留資格で在留している方でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある方は、本取扱いの対象となります。	
入国時に18歳未満であること	
就労先が決定(内定を含む。)していること ※ 当該就労先において、資格外活動許可の範囲(1週につき28時間)を超えて就労すること	
住居地の届出等、公的義務を履行していること	

在留資格変更許可申請の際の提出資料

定住者	特定活動
在留資格変更許可申請書(T)(縦4cm×横3cmの写真を貼付)	在留資格変更許可申請書(U)(縦4cm×横3cmの写真を貼付)
履歴書(我が国の義務教育を修了した経歴について記載のあるもの)	履歴書(我が国の高等学校等への入学日の記載のあるもの)
我が国の小学校及び中学校を卒業していることを証明する書類(卒業証書の写し又は卒業証明書)	我が国の高等学校等の在学証明書(入学日の記載のあるもの)
—	高等学校等に編入した者については、以下のいずれかの資料 ・ 日本語能力試験N2以上 ・ BJTビジネス日本語能力テスト400点以上
身元保証書	扶養者を保証人とする身元保証書
我が国の高等学校等を卒業していること又は卒業が見込まれることを証明する書類	
我が国の企業等に雇用されること(内定を含む。)を証明する書類(雇用契約書、労働条件通知書、内定通知書等。内定通知書に雇用期間、雇用形態及び給与の記載がない場合は、これらが分かる求人票等の資料を併せて提出。)	
住民票(世帯全員の記載があるもの。個人番号(マイナンバー)については省略し、他の事項については省略のないもの。)	
※ 申請いただいた後に、出入国在留管理局における審査の過程において、この他に資料を求める場合もあります。	

＜問い合わせ先＞

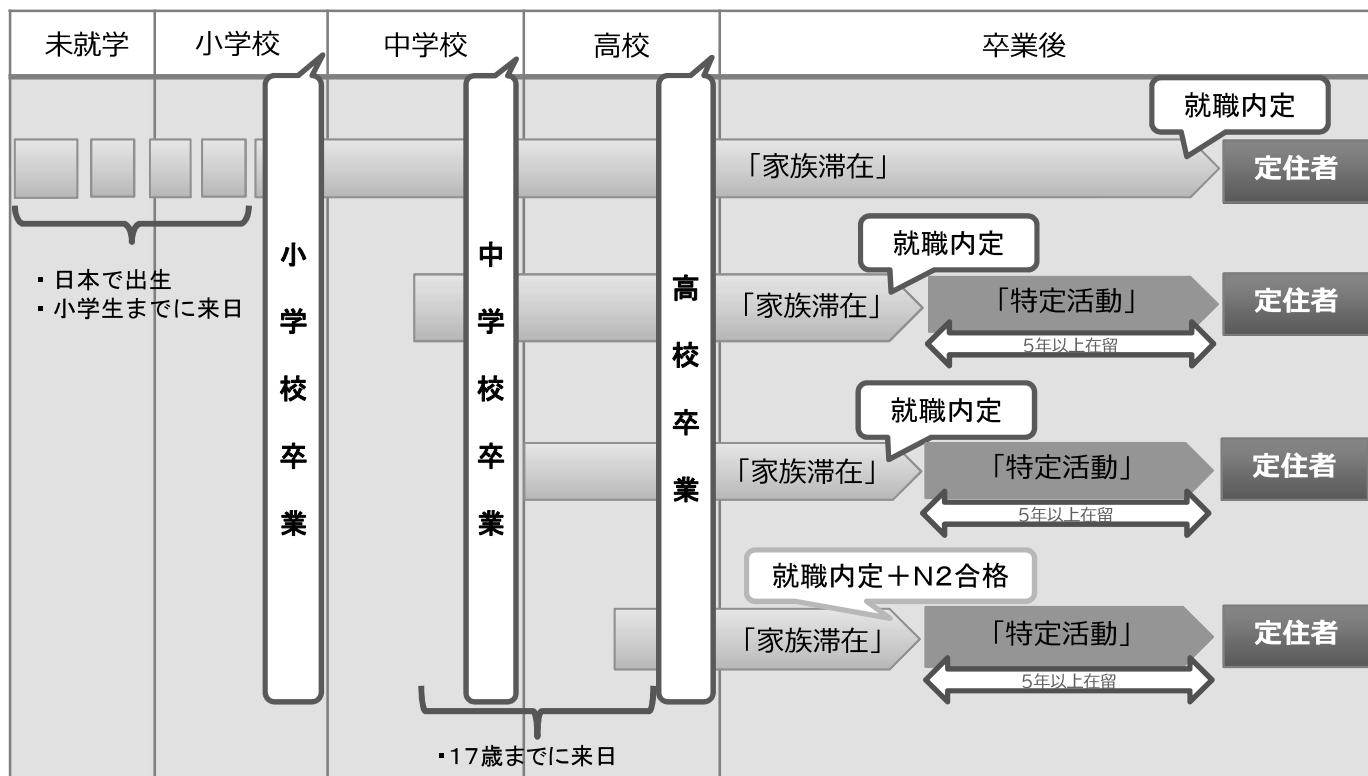
札幌出入国在留管理局 (※ IP電話・海外からの場合:)	TEL 0570-003259 TEL 011-211-5701)	大阪出入国在留管理局 (※ IP電話・海外からの場合:)	TEL 0570-064259 TEL 06-4703-2050)
仙台出入国在留管理局	TEL 0570-022259	神戸支局	TEL 078-391-6377
東京出入国在留管理局 (※ IP電話・海外からの場合:)	TEL 0570-034259 TEL 03-5796-7234)	広島出入国在留管理局	TEL 082-221-4411
横浜支局 (※ IP電話・海外からの場合:)	TEL 0570-045259 TEL 045-769-1729)	高松出入国在留管理局	TEL 087-822-5852
名古屋出入国在留管理局 (※ IP電話・海外からの場合:)	TEL 0570-052259 TEL 052-217-8944)	福岡出入国在留管理局 那覇支局	TEL 092-717-5420 TEL 098-832-4185

高等学校等卒業後に就労を希望する外国人に係る在留資格の取扱いについて

主なルート

定住者：17歳までに入国＋小学校卒業＋中学校卒業＋高校卒業＋就職内定

特定活動：17歳までに入国＋ $\left\{ \begin{array}{l} \text{高校入学（編入を除く）} \rightarrow \text{卒業} \\ \text{高校編入} \rightarrow \text{卒業} + \text{日本語能力N2} \end{array} \right\}$ ＋就職内定＋親（日本在留）の身元保証



注1 「家族滞在」以外の在留資格で在留している者でも、「家族滞在」の在留資格該当性がある場合（「留学」等）は本取扱いの対象となる。

注2 「特定活動」から「定住者」への変更許可要件は以下のとおり。

- ① 本邦の高等学校卒業以上の学歴を有すること
- ② 就労を目的とする「特定活動」又は就労資格（「技能実習」を除く。）により5年以上在留していること

※ 本邦の大学（別科・専攻科を含む。）、専門学校（専ら日本語教育を受ける場合を除く。）、高等専門学校（4年次・5年次に限る。また、専攻科を含む。）及び高等学校専攻科で教育を受けた後に就職した場合、当該教育を受けた期間の算入も認める。

- ③ 就職先が決定（内定を含む。）していること
- ④ 申請人自身に独立生計維持能力が認められること
- ⑤ 申請人が入管法上の届出義務、公的義務を履行していること

従来の「JIS規格の様式例に基づいた履歴書」との相違点

(1)性別欄は任意記載欄

- ・性自認の多様な在り方に対応するため、(男・女)の選択ではなく任意記載欄としています。
- ・この様式では、応募者が記載したい内容で記載することが可能であり、また、応募者が記載を希望しない場合は、未記載となる場合があります。

(様式例を活用する際の留意点)

- ◇応募者の性別が未記載でも、把握が必要な場合には、面接等で適切な方法により確認することは可能です。
- ◇ただし、応募者の中には自らの性を履歴書に記載したり、面接時等に述べることを望まない方もいます。このため、制度上特定の性別の者を就業させることができない場合(坑内業務の一部等)や、男女の応募者数を把握したり(※1)、女性が相当程度少ない会社において女性を積極的に採用する(※2)場合など、性別の確認が必要な場合には、理由を説明し、応募者本人の十分な納得の上で行うようお願いいたします。
- ◇また、面接時等に性別の回答を強要したり、性別欄の記載内容や、未記載であることで採否を決めることのないようお願いいたします。

(※1)女性活躍推進法第8条、第9条、第12条、第20条の規定に基づき、一般事業主行動計画策定のための把握・分析や目標設定、情報公表にあたり、また、えるぼし・プラチナえるぼしの認定申請にあたり、男女別の採用における競争倍率を把握する必要がある場合。

(※2)男女雇用機会均等法第8条の規定に基づき、女性が相当程度少ない会社において、女性を積極的に採用する必要がある場合。

(2)「通勤時間」「扶養家族数(配偶者を除く)」「配偶者」「配偶者の扶養義務」は設けていません。

- ・従来の「JIS規格の様式例に基づいた履歴書」には「通勤時間」「扶養家族数(配偶者を除く)」「配偶者」「配偶者の扶養義務」といった欄が設けられていましたが、この様式例では設けていません。
- ・応募者に、超過勤務・休日出勤・緊急対応の可否や、転勤の可能性も含めた配置先の配慮等を確認するために、これらの欄に記載された情報を把握していた場合は、あらかじめ求人票や募集要領等に関する情報を記載し、確認が必要な理由が分かるようにした上で、面接者全員に確認するようにしてください。

写真欄について

従来から写真は「必要がある場合」に貼付することとなっており、応募者に対して写真が必要であることを特に示していない場合には、貼付されていない場合もあります。

応募者の中には様々な事情から写真の貼付を望まない方もいるため、写真の貼付が必要な場合はこのような方が納得の上で応募できるよう、あらかじめ必要な理由を明示しておくといった工夫や、写真の貼付がされていないことだけで採否を決めることがないようにお願いします。また、写真の内容(容姿)で採否を決めることは公正な採用選考の観点から好ましくありません。

神奈川県最低賃金（令和7年10月4日改正）

○地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	効力発生 年 月 日	摘 要
	時間額		
神奈川県最低賃金	1,225円	令和7年10月4日	県下すべての労働者に適用されます。 ただし、下欄の産業別最低賃金が適用される者は除かれます。

○産業別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額 (時間単位)	効力発生 年 月 日	特定（産業別）最低賃金適用除外者 (上欄の神奈川県最低賃金が適用されます)
特 定 (産 業 別) 最 低 賃 金	塗料製造業	令和7年度の 特定(産業別) 最低賃金は、改 正されなかった ため、地域最 低賃金(時間額 1,225円)が適 用されます。	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6か月未満（ただし自動車小売業については3か月未満）の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 ④非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業及び電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金については、①、②、③に加え、次に掲げる業務に主として従事する者も適用除外されます。 イ 手作業により又は手工具若しくは操作が容易な小型動力機を用いて行う巻線、組線、取付け、選別、検査等の業務 ⑤塗料製造業最低賃金については、①、②に加え、次に掲げる業務に主として従事する者も適用除外されます。 イ 清掃、片付けの業務 ロ ラベルはりの業務 ハ 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
	鉄鋼業		
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業		
	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業		
	ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業		
	輸送用機械器具製造業		
自動車小売業			

(注) ○ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業…他に分類されないはん用機械・装置製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、農業用トラクタ製造業を含み、家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、建設用ショベルトラック製造業を除く。
 ○電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業…医療用計測器製造業を除く。
 ○輸送用機械器具製造業…建設用ショベルトラック製造業を含む。
 ○自動車小売業…自動車部分品・附属品小売業を含み、二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。

◎ 最低賃金はパートタイマー、臨時、アルバイト等の労働者にも適用されます。

◎ 賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金と比較します。
 例 日給制の場合 日給額 ÷ 1日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額
 月給制の場合 月給額 ÷ 月の所定労働時間（月により所定労働時間が異なる場合は年間平均） ≥ 最低賃金額

◎ 次の賃金は、最低賃金の対象となる賃金には含まれません。
 ①精皆勤手当、通勤手当、家族手当 ②臨時に支払われる賃金
 ③1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 ④時間外・休日労働に対する賃金、深夜割増賃金

具体的計算方法について

実際の賃金が最低賃金以上となっているかどうかを調べるには、家族手当などの除外賃金を差し引いた賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

あなたの給料の支払われ方が、

- ① 時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額
- ② 日給の場合・
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
- ③ ①、②以外（週給・月給等）の場合
賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金額と比較します。（換算方法は次の計算例を参照）

月給者の場合

神奈川県で働く労働者Aさんの場合（神奈川県最賃適用者）

- 年間所定労働日数255日
- 月給230,000円（うち家族手当10,000円、精勤手当10,000円、通勤手当10,000円）
- 所定労働時間は毎日8時間
（神奈川県最低賃金は、時間額1,225円です。）



1. まず、最低賃金の対象とならない家族・精勤・通勤手当を除きます。
2. 月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{か月}}{\text{年間総所定労働時間}} \geq \text{最低賃金額}$$

3. Aさんの場合、2の計算式にあてはめると、

$$\frac{\text{月給} 200,000 \text{円} \times 12 \text{か月}}{\text{年間所定労働日数} 255 \text{日} \times 8 \text{時間}} \cong 1,176.4 \text{円} < \text{最低賃金} 1,225 \text{円}$$

したがって、この場合は最低賃金を満たしていないことになります。

産業別最低賃金についても、平成15年度の改正時から時間額のみが表示となりましたが、1日の所定労働時間が8時間より短い労働者に対して、支払われる賃金額を低下させることは、労働基準法第1条第2項の規定に抵触することになりますので、ご注意ください。

詳しくは**神奈川県労働局 賃金室**（横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎8階 電話.045-211-7354）または最寄りの**労働基準監督署**にお尋ねください。

神奈川県労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>

最低賃金についての照合、相談は――

神奈川県労働局労働基準部賃金室 ☎045(211)7354
又は最寄りの労働基準監督署

令和8年度賃金早見表

- 求人票に記載の月額から所得税、社会保険料等が控除されます。手取月額の参考にしてください。
- ・雇用保険料は、1,000分の5で計算してあります。(建設の事業、農林水産・清酒製造の事業は、1,000分の6)
 - ・健康保険料は、100分の9.92(折半)で、介護保険に該当しない被保険者として計算しています。
 - ・厚生年金保険料は、100分の18.300(折半)で計算してあります。
 - ・税額は甲欄扶養親族等の数は0で計算してあります。
 - ・原則として、入社した翌年の6月から住民税も控除されます。
 - ・概算額ですので詳細については、関係機関にお問い合わせください。

[令和8年3月作成]

月額	雇用保険	健康保険	厚生年金	小計	社会保険 控除後の 金額	所得税	控除 額計	手取 月額
150,000	750	7,440	13,725	21,915	128,085	1,300	23,215	126,785
151,000	755	7,440	13,725	21,920	129,080	1,400	23,320	127,680
152,000	760	7,440	13,725	21,925	130,075	1,400	23,325	128,675
153,000	765	7,440	13,725	21,930	131,070	1,500	23,430	129,570
154,000	770	7,440	13,725	21,935	132,065	1,500	23,435	130,565
155,000	775	7,936	14,640	23,351	131,649	1,500	24,851	130,149
156,000	780	7,936	14,640	23,356	132,644	1,500	24,856	131,144
157,000	785	7,936	14,640	23,361	133,639	1,600	24,961	132,039
158,000	790	7,936	14,640	23,366	134,634	1,600	24,966	133,034
159,000	795	7,936	14,640	23,371	135,629	1,710	25,081	133,919
160,000	800	7,936	14,640	23,376	136,624	1,710	25,086	134,914
161,000	805	7,936	14,640	23,381	137,619	1,810	25,191	135,809
162,000	810	7,936	14,640	23,386	138,614	1,810	25,196	136,804
163,000	815	7,936	14,640	23,391	139,609	1,910	25,301	137,699
164,000	820	7,936	14,640	23,396	140,604	1,910	25,306	138,694
165,000	825	8,432	15,555	24,812	140,188	1,910	26,722	138,278
166,000	830	8,432	15,555	24,817	141,183	2,010	26,827	139,173
167,000	835	8,432	15,555	24,822	142,178	2,010	26,832	140,168
168,000	840	8,432	15,555	24,827	143,173	2,110	26,937	141,063
169,000	845	8,432	15,555	24,832	144,168	2,110	26,942	142,058
170,000	850	8,432	15,555	24,837	145,163	2,220	27,057	142,943
171,000	855	8,432	15,555	24,842	146,158	2,220	27,062	143,938
172,000	860	8,432	15,555	24,847	147,153	2,320	27,167	144,833
173,000	865	8,432	15,555	24,852	148,148	2,320	27,172	145,828
174,000	870	8,432	15,555	24,857	149,143	2,420	27,277	146,723
175,000	875	8,928	16,470	26,273	148,727	2,320	28,593	146,407
176,000	880	8,928	16,470	26,278	149,722	2,420	28,698	147,302
177,000	885	8,928	16,470	26,283	150,717	2,420	28,703	148,297
178,000	890	8,928	16,470	26,288	151,712	2,520	28,808	149,192
179,000	895	8,928	16,470	26,293	152,707	2,520	28,813	150,187
180,000	900	8,928	16,470	26,298	153,702	2,620	28,918	151,082
181,000	905	8,928	16,470	26,303	154,697	2,620	28,923	152,077
182,000	910	8,928	16,470	26,308	155,692	2,730	29,038	152,962
183,000	915	8,928	16,470	26,313	156,687	2,730	29,043	153,957
184,000	920	8,928	16,470	26,318	157,682	2,830	29,148	154,852
185,000	925	9,424	17,385	27,734	157,266	2,830	30,564	154,436
186,000	930	9,424	17,385	27,739	158,261	2,830	30,569	155,431
187,000	935	9,424	17,385	27,744	159,256	2,910	30,654	156,346
188,000	940	9,424	17,385	27,749	160,251	2,910	30,659	157,341
189,000	945	9,424	17,385	27,754	161,246	2,980	30,734	158,266
190,000	950	9,424	17,385	27,759	162,241	2,980	30,739	159,261
191,000	955	9,424	17,385	27,764	163,236	3,050	30,814	160,186
192,000	960	9,424	17,385	27,769	164,231	3,050	30,819	161,181
193,000	965	9,424	17,385	27,774	165,226	3,120	30,894	162,106
194,000	970	9,424	17,385	27,779	166,221	3,120	30,899	163,101
195,000	975	9,920	18,300	29,195	165,805	3,120	32,315	162,685
196,000	980	9,920	18,300	29,200	166,800	3,120	32,320	163,680
197,000	985	9,920	18,300	29,205	167,795	3,200	32,405	164,595

月額	雇用保険	健康保険	厚生年金	小計	社会保険 控除後の 金額	所得税	控除 額計	手取 月額
198,000	990	9,920	18,300	29,210	168,790	3,200	32,410	165,590
199,000	995	9,920	18,300	29,215	169,785	3,270	32,485	166,515
200,000	1,000	9,920	18,300	29,220	170,780	3,270	32,490	167,510
201,000	1,005	9,920	18,300	29,225	171,775	3,340	32,565	168,435
202,000	1,010	9,920	18,300	29,230	172,770	3,340	32,570	169,430
203,000	1,015	9,920	18,300	29,235	173,765	3,410	32,645	170,355
204,000	1,020	9,920	18,300	29,240	174,760	3,410	32,650	171,350
205,000	1,025	9,920	18,300	29,245	175,755	3,480	32,725	172,275
206,000	1,030	9,920	18,300	29,250	176,750	3,480	32,730	173,270
207,000	1,035	9,920	18,300	29,255	177,745	3,550	32,805	174,195
208,000	1,040	9,920	18,300	29,260	178,740	3,550	32,810	175,190
209,000	1,045	9,920	18,300	29,265	179,735	3,620	32,885	176,115
210,000	1,050	10,912	20,130	32,092	177,908	3,550	35,642	174,358
211,000	1,055	10,912	20,130	32,097	178,903	3,550	35,647	175,353
212,000	1,060	10,912	20,130	32,102	179,898	3,620	35,722	176,278
213,000	1,065	10,912	20,130	32,107	180,893	3,620	35,727	177,273
214,000	1,070	10,912	20,130	32,112	181,888	3,700	35,812	178,188
215,000	1,075	10,912	20,130	32,117	182,883	3,700	35,817	179,183
216,000	1,080	10,912	20,130	32,122	183,878	3,770	35,892	180,108
217,000	1,085	10,912	20,130	32,127	184,873	3,770	35,897	181,103
218,000	1,090	10,912	20,130	32,132	185,868	3,840	35,972	182,028
219,000	1,095	10,912	20,130	32,137	186,863	3,840	35,977	183,023
220,000	1,100	10,912	20,130	32,142	187,858	3,910	36,052	183,948
221,000	1,105	10,912	20,130	32,147	188,853	3,910	36,057	184,943
222,000	1,110	10,912	20,130	32,152	189,848	3,980	36,132	185,868
223,000	1,115	10,912	20,130	32,157	190,843	3,980	36,137	186,863
224,000	1,120	10,912	20,130	32,162	191,838	4,050	36,212	187,788
225,000	1,125	10,912	20,130	32,167	192,833	4,050	36,217	188,783
226,000	1,130	10,912	20,130	32,172	193,828	4,120	36,292	189,708
227,000	1,135	10,912	20,130	32,177	194,823	4,120	36,297	190,703
228,000	1,140	10,912	20,130	32,182	195,818	4,200	36,382	191,618
229,000	1,145	10,912	20,130	32,187	196,813	4,200	36,387	192,613
230,000	1,150	11,904	21,960	35,014	194,986	4,120	39,134	190,866
231,000	1,155	11,904	21,960	35,019	195,981	4,200	39,219	191,781
232,000	1,160	11,904	21,960	35,024	196,976	4,200	39,224	192,776
233,000	1,165	11,904	21,960	35,029	197,971	4,270	39,299	193,701
234,000	1,170	11,904	21,960	35,034	198,966	4,270	39,304	194,696
235,000	1,175	11,904	21,960	35,039	199,961	4,340	39,379	195,621
236,000	1,180	11,904	21,960	35,044	200,956	4,340	39,384	196,616
237,000	1,185	11,904	21,960	35,049	201,951	4,410	39,459	197,541
238,000	1,190	11,904	21,960	35,054	202,946	4,410	39,464	198,536
239,000	1,195	11,904	21,960	35,059	203,941	4,480	39,539	199,461
240,000	1,200	11,904	21,960	35,064	204,936	4,480	39,544	200,456
241,000	1,205	11,904	21,960	35,069	205,931	4,550	39,619	201,381
242,000	1,210	11,904	21,960	35,074	206,926	4,550	39,624	202,376
243,000	1,215	11,904	21,960	35,079	207,921	4,630	39,709	203,291
244,000	1,220	11,904	21,960	35,084	208,916	4,630	39,714	204,286
245,000	1,225	11,904	21,960	35,089	209,911	4,700	39,789	205,211

月額	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金	小計	社会保険 控除後の 金額	所得税	控除 額計	手取 月額
246,000	1,230	11,904	21,960	35,094	210,906	4,700	39,794	206,206
247,000	1,235	11,904	21,960	35,099	211,901	4,770	39,869	207,131
248,000	1,240	11,904	21,960	35,104	212,896	4,770	39,874	208,126
249,000	1,245	11,904	21,960	35,109	213,891	4,840	39,949	209,051
250,000	1,250	12,896	23,790	37,936	212,064	4,770	42,706	207,294
251,000	1,255	12,896	23,790	37,941	213,059	4,840	42,781	208,219
252,000	1,260	12,896	23,790	37,946	214,054	4,840	42,786	209,214
253,000	1,265	12,896	23,790	37,951	215,049	4,910	42,861	210,139
254,000	1,270	12,896	23,790	37,956	216,044	4,910	42,866	211,134
255,000	1,275	12,896	23,790	37,961	217,039	4,980	42,941	212,059
256,000	1,280	12,896	23,790	37,966	218,034	4,980	42,946	213,054
257,000	1,285	12,896	23,790	37,971	219,029	5,050	43,021	213,979
258,000	1,290	12,896	23,790	37,976	220,024	5,050	43,026	214,974
259,000	1,295	12,896	23,790	37,981	221,019	5,150	43,131	215,869
260,000	1,300	12,896	23,790	37,986	222,014	5,150	43,136	216,864
261,000	1,305	12,896	23,790	37,991	223,009	5,150	43,141	217,859
262,000	1,310	12,896	23,790	37,996	224,004	5,250	43,246	218,754
263,000	1,315	12,896	23,790	38,001	224,999	5,250	43,251	219,749
264,000	1,320	12,896	23,790	38,006	225,994	5,250	43,256	220,744
265,000	1,325	12,896	23,790	38,011	226,989	5,250	43,261	221,739
266,000	1,330	12,896	23,790	38,016	227,984	5,360	43,376	222,624
267,000	1,335	12,896	23,790	38,021	228,979	5,360	43,381	223,619
268,000	1,340	12,896	23,790	38,026	229,974	5,360	43,386	224,614
269,000	1,345	12,896	23,790	38,031	230,969	5,460	43,491	225,509
270,000	1,350	13,888	25,620	40,858	229,142	5,360	46,218	223,782
271,000	1,355	13,888	25,620	40,863	230,137	5,460	46,323	224,677
272,000	1,360	13,888	25,620	40,868	231,132	5,460	46,328	225,672
273,000	1,365	13,888	25,620	40,873	232,127	5,460	46,333	226,667
274,000	1,370	13,888	25,620	40,878	233,122	5,570	46,448	227,552
275,000	1,375	13,888	25,620	40,883	234,117	5,570	46,453	228,547
276,000	1,380	13,888	25,620	40,888	235,112	5,570	46,458	229,542
277,000	1,385	13,888	25,620	40,893	236,107	5,680	46,573	230,427
278,000	1,390	13,888	25,620	40,898	237,102	5,680	46,578	231,422
279,000	1,395	13,888	25,620	40,903	238,097	5,680	46,583	232,417
280,000	1,400	13,888	25,620	40,908	239,092	5,790	46,698	233,302
281,000	1,405	13,888	25,620	40,913	240,087	5,790	46,703	234,297
282,000	1,410	13,888	25,620	40,918	241,082	5,790	46,708	235,292
283,000	1,415	13,888	25,620	40,923	242,077	5,890	46,813	236,187
284,000	1,420	13,888	25,620	40,928	243,072	5,890	46,818	237,182
285,000	1,425	13,888	25,620	40,933	244,067	5,890	46,823	238,177
286,000	1,430	13,888	25,620	40,938	245,062	6,000	46,938	239,062
287,000	1,435	13,888	25,620	40,943	246,057	6,000	46,943	240,057
288,000	1,440	13,888	25,620	40,948	247,052	6,000	46,948	241,052
289,000	1,445	13,888	25,620	40,953	248,047	6,110	47,063	241,937
290,000	1,450	14,880	27,450	43,780	246,220	6,000	49,780	240,220
291,000	1,455	14,880	27,450	43,785	247,215	6,000	49,785	241,215
292,000	1,460	14,880	27,450	43,790	248,210	6,110	49,900	242,100
293,000	1,465	14,880	27,450	43,795	249,205	6,110	49,905	243,095
294,000	1,470	14,880	27,450	43,800	250,200	6,110	49,910	244,090
295,000	1,475	14,880	27,450	43,805	251,195	6,220	50,025	244,975
296,000	1,480	14,880	27,450	43,810	252,190	6,220	50,030	245,970
297,000	1,485	14,880	27,450	43,815	253,185	6,220	50,035	246,965
298,000	1,490	14,880	27,450	43,820	254,180	6,320	50,140	247,860
299,000	1,495	14,880	27,450	43,825	255,175	6,320	50,145	248,855
300,000	1,500	14,880	27,450	43,830	256,170	6,320	50,150	249,850
301,000	1,505	14,880	27,450	43,835	257,165	6,430	50,265	250,735
302,000	1,510	14,880	27,450	43,840	258,160	6,430	50,270	251,730
303,000	1,515	14,880	27,450	43,845	259,155	6,430	50,275	252,725

月額	雇用 保険	健康 保険	厚生 年金	小計	社会保険 控除後の 金額	所得税	控除 額計	手取 月額
304,000	1,520	14,880	27,450	43,850	260,150	6,530	50,380	253,620
305,000	1,525	14,880	27,450	43,855	261,145	6,530	50,385	254,615
306,000	1,530	14,880	27,450	43,860	262,140	6,530	50,390	255,610
307,000	1,535	14,880	27,450	43,865	263,135	6,650	50,515	256,485
308,000	1,540	14,880	27,450	43,870	264,130	6,650	50,520	257,480
309,000	1,545	14,880	27,450	43,875	265,125	6,650	50,525	258,475
310,000	1,550	15,872	29,280	46,702	263,298	6,650	53,352	256,648
311,000	1,555	15,872	29,280	46,707	264,293	6,650	53,357	257,643
312,000	1,560	15,872	29,280	46,712	265,288	6,650	53,362	258,638
313,000	1,565	15,872	29,280	46,717	266,283	6,750	53,467	259,533
314,000	1,570	15,872	29,280	46,722	267,278	6,750	53,472	260,528
315,000	1,575	15,872	29,280	46,727	268,273	6,750	53,477	261,523
316,000	1,580	15,872	29,280	46,732	269,268	6,860	53,592	262,408
317,000	1,585	15,872	29,280	46,737	270,263	6,860	53,417	263,583
318,000	1,590	15,872	29,280	46,742	271,258	6,860	53,602	264,398
319,000	1,595	15,872	29,280	46,747	272,253	6,960	53,707	265,293
320,000	1,600	15,872	29,280	46,752	273,248	6,960	53,712	266,288
321,000	1,605	15,872	29,280	46,757	274,243	6,960	53,717	267,283
322,000	1,610	15,872	29,280	46,762	275,238	7,080	53,842	268,158
323,000	1,615	15,872	29,280	46,767	276,233	7,080	53,847	269,153
324,000	1,620	15,872	29,280	46,772	277,228	7,080	53,852	270,148
325,000	1,625	15,872	29,280	46,777	278,223	7,180	53,957	271,043
326,000	1,630	15,872	29,280	46,782	279,218	7,180	53,962	272,038
327,000	1,635	15,872	29,280	46,787	280,213	7,180	53,967	273,033
328,000	1,640	15,872	29,280	46,792	281,208	7,290	54,082	273,918
329,000	1,645	15,872	29,280	46,797	282,203	7,290	54,087	274,913
330,000	1,650	16,864	31,110	49,624	280,376	7,180	56,804	273,196
331,000	1,655	16,864	31,110	49,629	281,371	7,290	56,919	274,081
332,000	1,660	16,864	31,110	49,634	282,366	7,290	56,924	275,076
333,000	1,665	16,864	31,110	49,639	283,361	7,290	56,929	276,071
334,000	1,670	16,864	31,110	49,644	284,356	7,390	57,034	276,966
335,000	1,675	16,864	31,110	49,649	285,351	7,390	57,039	277,961
336,000	1,680	16,864	31,110	49,654	286,346	7,390	57,044	278,956
337,000	1,685	16,864	31,110	49,659	287,341	7,500	57,159	279,841
338,000	1,690	16,864	31,110	49,664	288,336	7,500	57,164	280,836
339,000	1,695	16,864	31,110	49,669	289,331	7,500	57,169	281,831
340,000	1,700	16,864	31,110	49,674	290,326	7,610	57,284	282,716
341,000	1,705	16,864	31,110	49,679	291,321	7,610	57,289	283,711
342,000	1,710	16,864	31,110	49,684	292,316	7,610	57,294	284,706
343,000	1,715	16,864	31,110	49,689	293,311	7,720	57,409	285,591
344,000	1,720	16,864	31,110	49,694	294,306	7,720	57,414	286,586
345,000	1,725	16,864	31,110	49,699	295,301	7,720	57,419	287,581
346,000	1,730	16,864	31,110	49,704	296,296	7,820	57,524	288,476
347,000	1,735	16,864	31,110	49,709	297,291	7,820	57,529	289,471
348,000	1,740	16,864	31,110	49,714	298,286	7,820	57,534	290,466
349,000	1,745	16,864	31,110	49,719	299,281	7,930	57,649	291,351
350,000	1,750	17,856	32,940	52,546	297,454	7,820	60,366	289,634
351,000	1,755	17,856	32,940	52,551	298,449	7,820	60,371	290,629
352,000	1,760	17,856	32,940	52,556	299,444	7,930	60,486	291,514
353,000	1,765	17,856	32,940	52,561	300,439	7,930	60,491	292,509
354,000	1,770	17,856	32,940	52,566	301,434	7,930	60,496	293,504
355,000	1,775	17,856	32,940	52,571	302,429	8,060	60,631	294,369
356,000	1,780	17,856	32,940	52,576	303,424	8,060	60,636	295,364
357,000	1,785	17,856	32,940	52,581	304,419	8,060	60,641	296,359
358,000	1,790	17,856	32,940	52,586	305,414	8,180	60,766	297,234
359,000	1,795	17,856	32,940	52,591	306,409	8,180	60,771	298,229
360,000	1,800	17,856	32,940	52,596	307,404	8,180	60,776	299,224

《 神奈川県 令和7年3月 新規学卒者 初任給一覽 》

この資料は、県内ハローワークに届出のあった新規学卒者の「雇用保険被保険者資格取得届」に記載された賃金を基に作成したものです。

※金額は毎月決まって支払われる給与・各種手当（超過勤務手当、賞与、臨時の賃金は含まない）

※賃金欄の「*」は対象者が10人未満、「-」は対象者がいないことを示している。

<単位 千円>

区分	男性			女性			
	高校卒	短大卒	大学卒	高校卒	短大卒	大学卒	
産業別 初任給	建設業	233	247	265	230	230	259
	製造業	212	228	259	210	233	256
	電気・ガス・熱	214	241	268	210	238	264
	情報通信	207	223	256	204	222	253
	運輸・郵便	214	219	243	215	222	247
	卸売・小売	230	234	259	225	225	245
	金融・保険	207	235	255	229	215	249
	不動産・物品賃貸	221	245	268	213	238	270
	学術、専門・技術	214	225	259	206	229	251
	宿泊・飲食	229	235	250	226	225	243
	生活関連・娯楽	214	231	250	212	228	252
	教育・学習	202	227	258	261	225	245
	医療・福祉	212	239	250	220	233	257
	複合サービス	201	227	242	205	222	238
	サービス	200	215	239	213	219	241
職業別 初任給	管理	201	240	262	196	242	258
	専門的・技術	215	227	253	214	233	256
	事務	205	222	259	213	215	250
	販売	231	229	261	228	229	249
	サービス	220	230	246	219	227	244
	保安	*237	*235	230	*217	*226	*260
	生産工程・労務	213	229	245	213	224	244
	輸送・機械運転	216	218	234	213	*210	*270
	建設・採掘	236	252	269	236	*229	263
	運搬・清掃・包装等	208	*206	237	208	*209	229
規模別 初任給	4人以下	231	236	245	203	215	227
	5～29人	228	225	247	214	222	240
	30～99人	217	230	249	215	231	249
	100～299人	218	228	247	219	231	247
	300～499人	214	223	258	217	228	250
	500～999人	209	222	254	212	231	254
	1000人以上	213	238	263	218	229	258

参考（統合等で学校名・所在地等変更されている場合があります。）

神奈川県版高等学校便覧

設立区分	学校名	(郵便番号)〔電話番号〕 所在地	課程	学科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
<p>■ 横浜公共職業安定所 (220-0004) 横浜市西区北幸 1-11-15 横浜 ST ビル 4 階 〔045 (663) 8609 (47#) (学卒第一部門)〕 〈最寄駅…JR 線・市営地下鉄線・私鉄各線 = 横浜〉</p>													
国	横浜国立大学 教育学部附属 特別支援学校	(232-0061)〔045 (742) 2291〕 横浜市南区大岡 2-31-3	全	普通	5	4	3	1	0	0	5	4	
県	旭	(241-0806)〔045 (953) 3301〕 横浜市旭区下川井町 2247	全	普通	186	113	4	0	1	0	191	152	R9.4 横浜旭菱 高校と再編統 合
県	磯子工業	(235-0023)〔045 (761) 0251〕 横浜市磯子区森 5-24-1	全	機械	58	4	34	3	5	0	58	1	
			全	電気	58	0	30	0	3	0	50	3	
			全	建設	32	2	11	0	4	0	23	4	
			全	化学	15	2	8	1	1	0	4	4	
		定時制〔045 (761) 1451〕	定単	総合	1	0	0	0	0	0	3	0	
県	神奈川工業	(221-0812)〔045 (491) 9146〕 横浜市神奈川区平川町 19-1	全	機械	73	3	43	3	7	0	75	2	
			全	建設	50	22	5	0	27	17	49	25	
			全	電気	109	5	37	2	27	3	115	3	
			全	デザイン	5	32	1	0	1	2	6	33	
		定時制〔045 (491) 9461〕	定	機械	14	0	8	0	1	0	12	0	工業科学年制 から単位制に 改編のため R8 年度生徒募集 せず
			定	建設	6	0	1	0	0	0	3	1	
			定	電気	10	0	5	0	3	0	5	2	
県	神奈川総合	(221-0812)〔045 (491) 2000〕 横浜市神奈川区平川町 19-2	全単	普通	58	145	0	0	0	0	61	167	
			全単	舞台芸術	2	27	0	0	0	0	2	27	R3.4 新設
県	希望ヶ丘	(241-0824)〔045 (391) 0061〕 横浜市旭区南希望ヶ丘 79-1	全	普通	172	181	0	0	0	0	177	171	
		定時制〔045 (391) 0061〕	定	普通	7	5	3	3	1	0	8	9	
県	光陵	(240-0026)〔045 (712) 5577〕 横浜市保土ヶ谷区権太坂 1-7-1	全	普通	155	150	0	0	0	0	153	159	
県	商工	(240-0035)〔045 (353) 0591〕 横浜市保土ヶ谷区今井町 743	全	総合ビジネス	51	52	17	19	1	5	62	47	
			全	総合技術	90	8	59	3	0	0	92	5	
県	城郷	(221-0862)〔045 (382) 5251〕 横浜市神奈川区三枚町 364-1	全	普通	104	138	6	6	0	0	86	159	
県	永谷	(233-0016)〔045 (824) 4907〕 横浜市港南区下永谷 1-28-1	全	普通	42	34	9	5	2	6	43	40	R9.4 横浜桜陽 高校と再編統 合のため R7 年度生徒募集 せず

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
県	二 俣 川	(241-0815)〔045(391)6165〕 横浜市旭区中尾1-5-1	全	看護	8	63	0	0	0	0	9	61	普通科に改編のため R7年度生徒募集せず R7.4二俣川看護福祉高校から 学校名変更
			全	福祉	15	58	0	4	0	3	9	19	
県	保 土 ケ 谷	(240-0045)〔045(371)7781〕 横浜市保土ヶ谷区川島町1557	全	普通	162	90	12	4	3	10	178	100	
県	保 土 ケ 谷 支 援 学 校	(240-0026)〔045(714)0126〕 横浜市保土ヶ谷区権太坂1-8-1	全	普通	44	28	7	10	4	0	41	21	
県	横 浜 旭 陵	(241-0001)〔045(953)1004〕 横浜市旭区上白根町1161-7	全(単)	普通	82	81	17	21	0	1	93	86	R9.4旭高校と 再編統合のため R7年度生徒 募集せず
県	横 浜 国 際	(232-0066)〔045(721)1434〕 横浜市南区六ツ川1-731	全(単)	国際	42	106	0	0	0	0	44	107	
			全(単)	国際バカロレア	4	19	0	0	0	0	3	20	
県	横 浜 翠 嵐	(221-0854)〔045(311)4621〕 横浜市神奈川区三ツ沢南町1-1 定時制〔045(311)5825〕	全	普通	230	116	0	0	0	0	243	106	
			定	普通	14	6	8	1	1	0	10	2	
県	横 浜 清 陵	(232-0007)〔045(242)1926〕 横浜市南区清水ヶ丘41	全(単)	普通	113	150	0	0	0	0	146	159	
県	横 浜 立 野	(231-0825)〔045(621)0261〕 横浜市中区本牧間門40-1	全	普通	84	184	1	3	1	0	96	164	
県	横 浜 南 陵	(234-0053)〔045(842)3764〕 横浜市港南区日野中央2-26-1	全	普通	161	110	0	2	1	2	158	102	
県	横 浜 氷 取 沢	(235-0043)〔045(772)0606〕 横浜市磯子区氷取沢町938-2	全	普通	193	145	3	2	0	0	166	178	
県	横 浜 平 沼	(220-0073)〔045(313)9200〕 横浜市西区岡野1-5-8	全	普通	98	212	0	0	0	0	111	201	
県	横 浜 緑 ケ 丘	(231-0832)〔045(621)8641〕 横浜市中区本牧緑ヶ丘37	全	普通	110	165	0	0	0	0	107	164	
県	横 浜 明 朋	(234-0054)〔045(836)1680〕 横浜市港南区港南台9-18-1	定(単)	普通	65	62	16	16	3	4	82	75	
市	上 菅 田 特 別 支 援 学 校	(240-0051)〔045(382)0420〕 横浜市保土ヶ谷区上菅田町462	全	普通	7	10	0	1	0	0	15	9	
市	港 南 台 ひ の 特 別 支 援 学 校	(234-0054)〔045(830)5826〕 横浜市港南区港南台5-3-2	全	普通	14	12	0	0	0	0	16	7	
市	桜 丘	(240-0011)〔045(331)5021〕 横浜市保土ヶ谷区桜ヶ丘2-15-1	全	普通	145	168	0	0	0	0	145	170	
市	左 近 山 特 別 支 援 学 校	(241-0831)〔045(352)1580〕 横浜市旭区左近山1011	全	普通	3	1	0	0	0	0	5	1	
市	中 村 特 別 支 援 学 校	(232-0033)〔045(261)9863〕 横浜市南区中村町4-269-1	全	普通	5	3	0	0	0	0	0	3	
市	日 野 中 央 高 等 特 別 支 援 学 校	(234-0053)〔045(844)3015〕 横浜市港南区日野中央2-25-3	全	職業	37	22	30	16	5	3	57	9	R5.4学科再編
市	み な と 総 合	(231-0023)〔045(662)3710〕 横浜市中区山下町231	全(単)	総合	39	185	0	0	0	2	46	183	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
市	南	(233-0011)〔045(822)1910〕 横浜市港南区東永谷 2-1-1	全	普 通	90	94	0	0	0	0	85	105	
市	盲 特別支援学校	(221-0005)〔045(431)1629〕 横浜市神奈川区松見町 1-26	全	普 通	6	6	1	0	0	0	1	2	
			全	専 攻	1	3	0	0	0	2	2	3	
市	横 浜 商 業	(232-0006)〔045(713)2323〕 横浜市南区南太田 2-30-1	全	商 業	143	91	9	11	11	4	143	91	スポーツマネ ジメント科は 商業に含む
			全	国 際	13	24	0	0	0	0	12	22	
市	横 浜 商 業 高等学校別科	(235-0011)〔045(751)5151〕 横浜市磯子区丸山 1-22-21	全	理 容	12	5	5	0	1	1	16	17	
			全	美 容	7	28	7	25	0	2	7	22	
市	横 浜 総 合	(232-0061)〔045(744)1900〕 横浜市南区大岡 2-29-1	定	単 総 合	96	97	23	11	1	1	104	145	
市	ろ 特別支援学校	(240-0067)〔045(335)0411〕 横浜市保土ヶ谷区常盤台 81-1	全	普 通	3	3	0	0	1	1	4	4	
			全	ビ ジ ネ ス	0	0	0	0	0	0	0	0	
市	若 葉 台 特別支援学校	(241-0801)〔045(923)1300〕 横浜市旭区若葉台 2-1-1	全	普 通	26	8	19	3	3	1	21	9	
私	青 山 学 院 横 浜 英 和	(232-8580)〔045(731)2861〕 横浜市南区蒔田町 124	全	普 通	44	158	0	0	0	0	45	153	
男私	浅 野	(221-0012)〔045(421)3281〕 横浜市神奈川区子安台 1-3-1	全	普 通	261	-	0	-	0	-	281	-	
女私	神 奈 川 学 園	(221-0844)〔045(311)2961〕 横浜市神奈川区沢渡 18	全	普 通	-	171	-	0	-	0	-	166	
私	関 東 学 院	(232-0002)〔045(231)1001〕 横浜市南区三春台 4	全	普 通	186	86	0	0	0	0	156	71	
男私	聖 光 学 院	(231-0837)〔045(621)2051〕 横浜市中区滝之上 100	全	普 通	230	-	0	-	0	-	228	-	
私	星 槎	(241-0801)〔045(442)8686〕 横浜市旭区若葉台 4-35-1	全	普 通	92	32	3	1	2	0	107	30	
		通信制〔045(442)6685〕	通	普 通	104	61	12	0	2	1	92	43	R4.4 新設
女私	捜 真 女 学 校	(221-8720)〔045(491)3686〕 横浜市神奈川区中丸 8	全	普 通	-	133	-	1	-	0	-	129	
私	聖 坂 支 援 学 校	(231-0862)〔045(622)2974〕 横浜市中区山手町 140	全	本 科	5	5	5	5	0	0	5	5	
			全	専 攻	7	3	7	3	0	0	4	5	
女私	フ ェ リ ス 女 学 院	(231-8660)〔045(641)0242〕 横浜市中区山手町 178	全	普 通	-	169	-	0	-	0	-	169	
私	横 浜 学 園	(235-0021)〔045(751)6941〕 横浜市磯子区岡村 2-4-1	全	普 通	107	94	5	0	1	3	145	140	
女私	横 浜 共 立 学 園	(231-8662)〔045(641)3785〕 横浜市中区山手町 212	全	普 通	-	170	-	0	-	0	-	179	
私	横 浜 訓 盲 学 院	(231-0847)〔045(641)2626〕 横浜市中区竹之丸 181	全	普 通	1	1	0	0	0	0	2	1	

設立区分	学校名	(郵便番号)〔電話番号〕 所在地	課程	学科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
			④	専攻生活	2	0	0	0	0	0	1	0	
			④	専攻理療	0	0	0	0	0	0	2	1	
			④	専攻保健理療	1	0	0	0	0	0	0	1	
④	横浜商科大学	(241-0005)〔045(951)2246〕 横浜市旭区白根7-1-1	④	普通	190	95	2	0	2	0	177	117	
			④	商業	54	23	5	0	3	1	53	22	
④	横浜女学院	(231-8661)〔045(641)3284〕 横浜市中区山手町203	④	普通	-	149	-	0	-	0	-	162	
④	横浜清風	(240-0023)〔045(731)4361〕 横浜市保土ヶ谷区岩井町447	④	普通	269	252	0	0	2	1	215	247	
④	横浜創英	(221-0004)〔045(421)3121〕 横浜市神奈川区西大口28	④	普通	143	339	1	1	0	1	153	282	
④	横浜富士見丘学園 高等学校	(241-8502)〔045(367)4380〕 横浜市旭区中沢1-24-1	④	普通	32	67	1	1	0	0	55	58	
④	横浜雙葉	(231-0862)〔045(641)1004〕 横浜市中区山手町88	④	普通	-	173	-	0	-	0	-	178	
④	岩谷学園高等 専修学校	(220-0023)〔045(324)5867〕 横浜市西区平沼1-38-19	④	メディア・情報	54	14	2	0	0	0	39	10	
④	横浜デザイン 学院	(220-0051)〔045(323)0300〕 横浜市西区中央1-33-6	④	総合デザイン	4	22	0	1	0	1	2	22	
■戸塚公共職業安定所					(244-8560) 横浜市戸塚区戸塚町3722 〔045(864)8609〕 〈最寄駅…横須賀線・東海道線・市営地下鉄=戸塚〉								
④	金井	(244-0845)〔045(852)4721〕 横浜市栄区金井町100	④	普通	220	124	1	0	1	1	180	129	
④	上矢部	(245-0053)〔045(861)3547〕 横浜市戸塚区上矢部町3230	④	普通 美術科	99 1	132 32	4 0	7 0	0 0	0 0	123 8	111 28	
④	松陽	(245-0016)〔045(803)3036〕 横浜市泉区和泉町7713	④	普通	148	124	0	0	0	0	174	141	
④	横浜瀬谷	(246-0011)〔045(301)6747〕 横浜市瀬谷区東野台29-1	④	普通	199	110	1	0	0	0	193	114	R5.4 県立瀬谷高校 と県立瀬谷西高校 が合併し校名変更
④	瀬谷支援学校	(246-0005)〔045(302)1616〕 横浜市瀬谷区竹村町28-1	④	普通	35	14	11	5	0	0	42	12	
④	柏陽	(247-0004)〔045(892)2105〕 横浜市栄区柏陽1-1	④	普通	167	143	0	0	0	0	174	139	
④	舞岡	(244-0814)〔045(823)8761〕 横浜市戸塚区南舞岡3-36-1	④	普通	175	132	4	1	0	0	189	150	
④	横浜桜陽	(245-0062)〔045(862)9343〕 横浜市戸塚区汲沢町973	④	④単 普通	117	132	8	14	3	3	94	141	R9.4 県立永谷 高校と統合予 定
④	三ツ境 支援学校	(246-0021)〔045(365)3711〕 横浜市瀬谷区二ツ橋町468	④	普通	30	24	8	6	0	0	46	22	

設立区分	学校名	(郵便番号)〔電話番号〕 所在地	課程	学科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
県	横浜栄	(247-0013)〔045(891)5581〕 横浜市栄区上郷町555	④⑤⑥	普通	175	136	0	0	0	0	183	122	
県	横浜修悠館	(245-0016)〔045(800)3711〕 横浜市泉区和泉町2563	④⑤⑥	普通	129	158	16	17	4	4	198	261	
県	横浜緑園	(245-0003)〔045(812)3371〕 横浜市泉区岡津町2667	④⑤⑥	普通	72	178	1	3	0	2	71	190	
市	戸塚	(245-8588)〔045(871)0301〕 横浜市戸塚区汲沢2-27-1	④⑤⑥	普通	178	115	0	1	0	0	122	190	
		定時制〔045(871)0301〕	⑦	普通	3	3	3	0	0	1	10	4	
市	本郷特別 支援学校	(247-0007)〔045(894)2952〕 横浜市栄区小菅ヶ谷3-37-12	④	普通	14	4	0	0	0	0	15	3	
市	二つ橋高等 特別支援学校	(246-0021)〔045(391)2131〕 横浜市瀬谷区二ツ橋町470	④	普通	28	5	21	3	8	2	38	8	
私	公文国際学園	(244-0004)〔045(853)8200〕 横浜市戸塚区小雀町777	④	普通	80	84	0	0	0	0	75	80	
私	秀英	(245-0016)〔045(806)2100〕 横浜市泉区和泉町7865	④	普通	92	0	22	0	0	0	88	0	R6.4より共学
私	山手学院	(247-0013)〔045(891)2111〕 横浜市栄区上郷町460	④	普通	238	256	0	0	1	0	213	230	
私	横浜隼人	(246-0026)〔045(364)5101〕 横浜市瀬谷区阿久和南1-3-1	④	普通	295	247	3	0	1	0	236	184	
			④	国際語	34	70	0	0	0	0	30	62	
県	横浜ひなたやま 支援学校	(246-0034)〔045(300)5611〕 横浜市瀬谷区南瀬谷2-20	④	普通	29	13	9	3	3	0	9	1	
市	東俣野特別 支援学校	(245-0065)〔045(851)9631〕 横浜市戸塚区東俣野町1103-1	④	普通	5	2	0	0	0	0	1	0	
■川崎公共職業安定所					(210-0015)川崎市川崎区南町17-2 〔044(244)8609〕 〈最寄駅…JR線=川崎・京浜急行線=京急川崎〉								
県	川崎	(210-0845)〔044(344)5821〕 川崎市川崎区渡田山王町22-6	④⑤⑥	普通	90	132	3	2	2	4	97	133	
		定時制〔044(344)6857〕	⑦	普通	30	33	2	1	2	1	19	20	
県	大師	(210-0827)〔044(276)1201〕 川崎市川崎区四谷下町25-1	④⑤⑥	普通	98	59	29	18	17	14	94	86	
市	川崎	(210-0806)〔044(244)4981〕 川崎市川崎区中島3-3-1	④	普通	37	73	0	0	0	0	35	77	
			④	生活科学	2	27	0	0	0	2	5	32	
			④	福祉	8	26	1	1	0	0	6	21	
		定時制〔044(244)4981〕	⑦	普通	27	19	4	2	8	7	20	18	
市	川崎総合科学	(212-0002)〔044(511)7336〕 川崎市幸区小向仲野町5-1	④	情報工学	31	7	0	0	1	0	35	5	
			④	総合電気	33	1	17	0	10	0	37	2	

設立区分	学校名	(郵便番号)〔電話番号〕 所在地	課程	学科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
			④	電子機械	31	1	9	0	9	0	38	2	
			④	建設工学	28	6	2	2	17	1	34	3	
			④	デザイン	3	36	0	0	0	0	1	38	
			④	科学	28	10	0	0	0	0	26	13	
		定時制〔044(511)7336〕	④	クリエイト工学	13	0	9	0	1	0	8	1	
			④	商業	1	1	0	1	0	0	1	2	
市	幸	(212-0023)〔044(541)4918〕 川崎市幸区戸手本町1-150	④	普通	65	51	1	1	2	0	72	45	
			④	ビジネス教養	62	52	5	15	9	8	60	55	
市	田島支援学校	(210-0853)〔044(355)1240〕 川崎市川崎区田島町20-5	④	普通	32	13	7	7	5	1	35	19	
県	鶴見	(230-0012)〔045(581)4692〕 横浜市鶴見区下末吉6-2-1	④	普通	164	148	2	0	0	1	135	177	
県	鶴見総合	(230-0031)〔045(506)1234〕 横浜市鶴見区平安町2-28-8	④④	総合	99	142	9	8	7	17	97	143	
県	鶴見支援学校	(230-0071)〔045(573)4793〕 横浜市鶴見区駒岡4-40-1	④	普通	29	17	4	1	0	0	30	12	
市	東	(230-0076)〔045(571)0851〕 横浜市鶴見区馬場3-5-1	④④	普通	133	131	0	1	0	1	145	125	
市	横浜サイエンス フロンティア	(230-0061)〔045(511)3654〕 横浜市鶴見区小野町6	④④	理数	152	81	0	0	0	0	153	77	
女私	聖ヨゼフ学園	(230-0016)〔045(584)0831〕 横浜市鶴見区東寺尾北台11-1	④	普通	-	47	-	-	-	-	24	36	
私	橋学苑	(230-0073)〔045(581)0063〕 横浜市鶴見区獅子ヶ谷1-10-35	④	普通	181	178	1	0	0	1	195	182	
私	鶴見大学附属	(230-0063)〔045(581)6325〕 横浜市鶴見区鶴見2-2-1	④	普通	148	72	3	0	0	0	151	100	
女私	白鵬女子	(230-0074)〔045(581)6721〕 横浜市鶴見区北寺尾4-10-13	④	普通	0	355	0	5	0	4	0	332	
私	法政大学国際	(230-0078)〔045(571)4482〕 横浜市鶴見区岸谷1-13-1	④	普通	77	225	0	0	0	0	75	243	
■ 横須賀公共職業安定所					(238-0008) 横須賀市平成町2-14-19 〔046(824)8609〕 〈最寄駅…京浜急行線＝県立大学〉								
県	岩戸支援学校	(239-0844)〔046(839)4503〕 横須賀市岩戸5-6-5	④	普通	30	16	9	1	0	0	22	20	
県	海洋科学	(240-0101)〔046(856)4262〕 横須賀市長坂1-2-1	④	船舶運航	33	2	5	0	4	1	29	4	R4.4学科の改編
			④	水産食品	9	4	7	2	0	0	2	4	R4.4学科の改編
			④	無線技術	23	4	11	2	1	0	17	3	R4.4学科の改編

設立区分	学校名	(郵便番号)〔電話番号〕 所在地	課程	学科	令和7年3月 卒業生数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
			④	生物環境	19	8	2	3	3	1	29	6	R4.4 学科の改編
			④	専攻科漁業生産	5	2	1	0	4	2	7	0	
			④	専攻科水産工学	4	2	1	0	3	2	10	0	
			④	専攻科情報通信	8	2	3	0	5	2	3	1	
県	武山支援学校	(238-0313)〔046(856)9687〕 横須賀市武3-35-1	④	普通	22	3	4	0	0	0	15	10	
県	津久井浜	(239-0843)〔046(848)2782〕 横須賀市津久井4-4-1	④	普通	137	110	10	5	1	1	134	109	
県	三浦初声 入江キャンパス	(238-0113)〔046(889)4203〕 三浦市初声町入江274-2	④⑤	普通	62	61	22	15	0	1	70	93	
	和田キャンパス	(238-0114)〔046(888)1036〕 三浦市初声町和田3023-1	④⑤	都市農業	18	10	3	4	1	1	18	11	
県	横須賀	(238-0022)〔046(851)0496〕 横須賀市公郷町3-109	④	普通	165	106	0	0	0	0	157	113	
		定時制〔046(851)0498〕	⑤	普通	7	4	3	2	0	0	5	7	
県	横須賀大津	(239-0808)〔046(836)0414〕 横須賀市大津町4-17-1	④	普通	154	155	1	1	0	0	144	125	
県	横須賀工業	(238-0022)〔046(851)2133〕 横須賀市公郷町4-10	④	機械	49	1	29	1	1	0	46	2	
			④	電気	48	3	37	2	3	0	41	3	
			④	化学	12	15	9	12	0	1	16	10	
			④	建設	29	5	13	3	10	0	30	4	R4.4 新設
県	横須賀南	(239-0835)〔046(834)5671〕 横須賀市佐原4-20-1	④	普通	38	57	14	17	4	1	35	63	R2.4 県立大楠高校と県立横須賀 明光高校が合併し 校名変更
			④	福祉	3	34	2	2	0	2	6	37	
市	横須賀総合	(239-0831)〔046(833)4027〕 横須賀市久里浜6-1-1	④⑤	総合学科	152	155	3	1	4	0	134	183	
		定時制〔046(833)4074〕	⑤⑥	総合学科	19	15	6	2	1	0	19	25	
市	ろう学校	(238-0023)〔046(834)1172〕 横須賀市森崎5-13-1	④	普通	1	0	0	0	0	0	1	2	
私	湘南学院	(239-0835)〔046(833)3433〕 横須賀市佐原2-2-20	④	普通	192	208	9	3	1	0	225	244	
私	三浦学苑	(238-0031)〔046(852)0284〕 横須賀市衣笠栄町3-80	④	普通	229	121	14	3	7	2	267	148	
			④	工業技術科	29	11	9	1	0	0	42	13	
女④私	緑ヶ丘女子	(238-0018)〔046(822)1651〕 横須賀市緑ヶ丘39	④	普通	-	75	-	4	-	0	-	68	
私	横須賀学院	(238-8511)〔046(822)4225〕 横須賀市稲岡町82	④	普通	266	294	0	2	1	0	190	243	
私	ヨコスカ調理 製菓専門学校	(238-0042)〔046(826)3848〕 横須賀市汐入町2-9	④	調理師普通科	13	7	10	6	1	1	8	8	

設立区分	学校名	(郵便番号)〔電話番号〕 所在地	課程	学科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
■ 平塚公共職業安定所													(254-0041) 平塚市浅間町 10-22 〔0463 (24) 8609〕 〈最寄駅…東海道本線 = 平塚〉
県	伊志田	(259-1116)〔0463 (93) 5613〕 伊勢原市石田 1356-1	全	普通	137	125	1	3	0	2	151	152	
県	伊勢原	(259-1142)〔0463 (95) 2578〕 伊勢原市田中 1008-3	全	普通	106	142	8	9	1	1	106	131	
		定時制〔0463 (95) 2578〕	定	普通	6	6	5	3	0	0	6	5	
県	伊勢原 支援学校	(259-1116)〔0463 (93) 7916〕 伊勢原市石田 1390	全	普通	38	13	20	4	0	0	43	9	
県	大磯	(255-0002)〔0463 (61) 0058〕 中郡大磯町東町 2-9-1	全	普通	153	115	6	0	0	0	143	129	
県	湘南支援学校	(254-0061)〔0463 (34) 7212〕 平塚市御殿 4-14-1	全	普通	20	14	1	0	2	1	13	9	
県	高浜	(254-0805)〔0463 (21) 0417〕 平塚市高浜台 8-1	全	普通	108	115	1	3	1	4	100	125	
		定時制〔0463 (21) 0417〕	定単	普通	13	10	4	2	0	0	9	11	
県	二宮	(259-0134)〔0463 (71) 3215〕 中郡二宮町一色 1363	全	普通	95	125	9	24	0	0	95	108	
県	平塚工科	(254-0821)〔0463 (31) 0417〕 平塚市黒部丘 12-7	全	総合技術	128	5	66	2	20	3	165	6	
県	平塚江南	(254-0063)〔0463 (31) 2066〕 平塚市諏訪町 5-1	全	普通	164	145	0	0	0	0	150	163	
県	平塚湘風	(254-0013)〔0463 (55) 1532〕 平塚市田村 3-13-1	全単	普通	92	67	23	15	0	0	67	53	
県	平塚農商	(254-0064)〔0463 (31) 0944〕 平塚市達上ヶ丘 10-10	全	農業総合	10	24	2	5	2	2	10	24	
			全	食品科学	9	29	1	9	2	2	11	28	
			全	都市農業	23	14	9	2	2	3	21	10	
			全	都市環境	15	15	4	3	2	1	15	22	
			全	総合ビジネス	65	77	23	23	4	6	67	69	
県	平塚盲学校	(254-0047)〔0463 (31) 0948〕 平塚市追分 10-1	全	本科普通	4	0	0	0	0	0	1	3	
			全	本科保健理療	0	1	0	0	0	0	2	1	
			全	専攻科理療	0	2	0	1	0	1	1	2	
			全	専攻科保健理療	0	1	0	0	0	0	1	1	
県	平塚支援学校	(259-1215)〔0463 (58) 0456〕 平塚市寺田縄 590	全	肢体不自由 教育部門	3	3	0	0	0	0	4	2	
			全	知的障害教育部門	23	7	6	2	2	0	18	12	
県	平塚ろう学校	(254-0074)〔0463 (32) 0913〕 平塚市大原 2-1	全	本科普通	0	0	0	0	0	0	0	0	

設立区分	学校名	(郵便番号)〔電話番号〕 所在地	課程	学科	令和7年3月 卒業生数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
			④	本科職業科 総合デザイン	3	1	1	0	0	0	0	0	
			④	本科職業科 情報ビジネス	2	3	2	1	0	2	1	0	
			④	専攻科 理容・美容	0	0	0	0	0	0	0	0	
			④	専攻科 情報応用ビジネス	0	0	0	0	0	0	0	0	
			④	専攻科 総合生活デザイン	0	0	0	0	0	0	0	0	
④私	向	上 (259-1185)〔0463 (96) 0411〕 伊勢原市見附島 411	④	普通	272	237	1	0	0	0	249	265	
④私	平塚学	園 (254-0805)〔0463 (22) 0137〕 平塚市高浜台 31-19	④	普通	265	229	1	2	0	0	253	198	
④県	平塚中	等 (254-0074)〔0463 (34) 0320〕 平塚市大原 1-13	④④	普通	80	77	0	0	0	0	72	76	
④私	自修館中	等 (259-1185)〔0463 (97) 2100〕 伊勢原市見附島 411	④	普通	63	32	0	0	0	1	79	37	
■小田原公共職業安定所					(250-0011) 小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原 9階 〔0465 (23) 8609 (44#)〕 〈最寄駅…東海道本線・小田急線=小田原〉								
④県	小田原	原 (250-0045)〔0465 (23) 1201〕 小田原市城山 3-26-1	④	普通	170	138	0	0	0	0	165	146	
			④	普通	3	3	1	1	0	0	5	5	
④県	小田原	東 (250-0003)〔0465 (34) 2847〕 小田原市東町 4-12-1	④	総合ビジネス	39	48	9	21	8	12	39	32	
			④	普通	33	51	8	9	1	8	55	37	
④県	小田原	原 (250-0852)〔0465 (36) 0111〕 小田原市栢山 200	④	デザイン	5	26	2	9	0	0	10	28	
			④	機械	43	1	29	1	5	0	45	0	
			④	建設	28	4	13	3	4	0	20	1	
			④	電気	34	0	16	0	6	0	38	1	
			④	電気	2	1	1	1	0	0	2	1	
			④	機械	2	0	0	0	0	0	3	0	
④県	小田原	原 (250-0865)〔0465 (37) 2755〕 小田原市蓮正寺 1021	④	普通	40	20	12	5	0	0	38	21	
④県	西	湘 (256-0816)〔0465 (47) 2171〕 小田原市酒匂 1-3-1	④	普通	183	161	0	0	0	0	161	149	
④女私	函	嶺 (250-0408)〔0460 (87) 6611〕 足柄下郡箱根町強羅 1320	④	普通	0	26	0	0	0	0	0	29	
④私	新名学	園旭丘 (250-0014)〔0465 (24) 2227〕 小田原市城内 1-13	④	普通	41	32	0	2	1	1	64	15	
			④	総合	148	76	10	1	2	1	140	91	

設立区分	学校名	(郵便番号)〔電話番号〕 所在地	課程	学科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
私	明徳学園相洋	(250-0045)〔0465(22)0211〕 小田原市城山4-13-33	全	普通	228	192	3	1	0	1	260	216	
				商業	11	5	0	0	0	0	10	7	
■ 藤沢公共職業安定所					(251-0054) 藤沢市朝日町5-12 〔0466(23)8609〕 〈最寄駅…東海道本線・小田急江の島線=藤沢〉								
県	大船	(247-0054)〔0467(47)1811〕 鎌倉市高野8-1	全	普通	181	193	0	1	0	1	199	188	
県	鎌倉	(248-0026)〔0467(32)4851〕 鎌倉市七里ガ浜2-21-1	全	普通	144	161	0	2	0	0	205	146	
県	鎌倉支援学校	(247-0075)〔0467(45)1954〕 鎌倉市関谷566	全	普通	20	18	2	0	0	0	21	13	
県	寒川	(253-0111)〔0467(74)7699〕 高座郡寒川町一之宮9-30-1	全	普通	100	92	39	29	8	6	80	93	
県	七里ガ浜	(248-0025)〔0467(32)5413〕 鎌倉市七里ガ浜東2-3-1	全	普通	183	207	0	0	0	0	186	165	
県	湘南	(251-0021)〔0466(26)4151〕 藤沢市鶴沼神明5-6-10	全	普通	194	159	0	0	0	0	211	141	
		定時制〔0466(26)8141〕	定単	普通	17	11	2	0	0	1	12	7	
県	湘南台	(252-0805)〔0466(45)6600〕 藤沢市円行1986	全	普通	90	147	6	3	0	0	106	146	
県	茅ヶ崎	(253-0042)〔0467(52)2225〕 茅ヶ崎市本村3-4-1	全	普通	150	134	4	2	0	1	145	141	
		定時制〔0467(54)1922〕	定	普通	2	3	1	0	0	1	3	3	R8年度生徒募集せず定時制課程募集停止
県	茅ヶ崎西浜	(253-0061)〔0467(85)0009〕 茅ヶ崎市南湖7-12869-11	全	普通	161	164	6	5	0	0	168	157	
県	茅ヶ崎北陵	(253-0081)〔0467(51)0311〕 茅ヶ崎市下寺尾128	全	普通	152	119	1	0	0	0	137	131	
県	茅ヶ崎支援学校	(253-0083)〔0467(57)5375〕 茅ヶ崎市西久保29-1	全	普通	24	11	4	1	0	0	30	16	
県	鶴嶺	(253-0084)〔0467(52)6601〕 茅ヶ崎市円蔵1-16-1	全	普通	169	208	2	1	0	0	159	219	
県	深沢	(248-0036)〔0467(31)6600〕 鎌倉市手広6-4-1	全	普通	118	108	1	0	1	0	117	107	R9.4 藤沢清流高校と再編統合のためR7年度生徒募集せず
県	藤沢工科	(252-0803)〔0466(43)4265〕 藤沢市今田744	全	総合技術	139	24	65	5	22	2	150	27	
県	藤沢清流	(251-0002)〔0466(82)8112〕 藤沢市大鋸1450	全単	普通	151	106	1	1	0	1	157	108	R9.4 深沢高校と再編統合
県	藤沢総合	(252-0801)〔0466(45)5200〕 藤沢市長後1909	全単	総合	68	194	5	14	0	3	83	186	
県	藤沢西	(251-0861)〔0466(87)2150〕 藤沢市大庭3608-2	全	普通	106	169	1	1	0	1	123	188	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
県	藤 沢 支 援 学 校	(252-0813)〔0466 (82) 9417〕 藤沢市亀井野 2547-19	全	普 通	27	11	0	1	0	0	18	16	
市	白 浜 養 護 学 校	(251-0046)〔0466 (33) 1500〕 藤沢市辻堂西海岸 1-2-2	全	普 通	8	1	0	0	0	0	10	5	
私	ア レ セ イ ア 湘 南	(253-0031)〔0467 (87) 0132〕 茅ヶ崎市富士見町 5-2	全	普 通	126	138	0	1	0	0	124	188	
男私	栄 光 学 園	(247-0071)〔0467 (46) 7711〕 鎌倉市玉縄 4-1-1	全	普 通	171	-	0	-	0	-	179	-	
男私	鎌 倉 学 園	(247-0062)〔0467 (22) 0994〕 鎌倉市山ノ内 110	全	普 通	288	-	0	-	0	-	287	-	
女私	鎌 倉 女 学 院	(248-0014)〔0467 (25) 2100〕 鎌倉市由比ガ浜 2-10-4	全	普 通	-	163	-	0	-	0	-	145	
女私	鎌 倉 女 子 大 学 高 等 部	(247-8511)〔0467 (44) 2113〕 鎌倉市岩瀬 1420	全	普 通	-	122	-	2	-	0	-	130	R8.4男女共学に移行し 「鎌倉国際文理高等学校」へ名称変更
女私	北 鎌 倉 女 子 学 園	(247-0062)〔0467 (22) 6900〕 鎌倉市山ノ内 913	全	普 通	-	90	-	0	-	0	-	105	
			全	音 楽	-	21	-	0	-	0	-	13	
私	鶴 沼	(251-0031)〔0466 (22) 4783〕 藤沢市鶴沼藤が谷 4-9-10	全	普 通	130	228	0	0	0	0	64	112	
私	慶 應 義 塾 湘 南 藤 沢 高 等 部	(252-0816)〔0466 (49) 3585〕 藤沢市遠藤 5466	全	普 通	116	126	0	0	0	0	122	124	
私	湘 南 学 園	(251-8505)〔0466 (23) 6611〕 藤沢市鶴沼松が岡 4-1-32	全	普 通	99	75	0	0	0	0	101	62	
私	湘 南 工 科 大 学 附	(251-8512)〔0466 (34) 4114〕 藤沢市辻堂西海岸 1-1-25	全	普 通	390	167	4	2	1	0	402	184	
女私	湘 南 白 百 合 学 園	(251-0034)〔0466 (27) 6211〕 藤沢市片瀬目白山 4-1	全	普 通	-	163	-	0	-	0	-	151	
女私	清 泉 女 学 院	(247-0074)〔0467 (46) 3171〕 鎌倉市城廻 200	全	普 通	-	153	-	0	-	0	-	165	
男私	藤 嶺 学 園 藤 沢	(251-0001)〔0466 (23) 3150〕 藤沢市西富 1-7-1	全	普 通	192	-	2	-	0	-	194	-	
私	日 本 大 学 藤 沢	(252-0885)〔0466 (81) 0123〕 藤沢市亀井野 1866	全	普 通	254	226	0	0	0	1	203	201	
男私	藤 沢 翔 陵	(251-0871)〔0466 (81) 3456〕 藤沢市善行 7-1-3	全	普 通	182	-	13	-	0	-	177	-	
			全	商 業	44	-	10	-	0	-	42	-	
女私	聖 園 女 学 院	(251-0873)〔0466 (81) 3333〕 藤沢市みその台 1-4	全	普 通	-	68	-	0	-	0	-	56	
■ 相模原公共職業安定所					(252-0236) 相模原市中央区富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎内 〔042 (776) 8609〕 〈最寄駅…横浜線＝相模原〉								
県	相 原	(252-0132)〔042 (760) 6131〕 相模原市緑区橋本台 4-2-1	全	畜 産 科 学	8	30	1	3	0	2	11	28	
			全	食 品 科 学	11	27	0	4	1	0	10	30	

設立区分	学校名	(郵便番号)〔電話番号〕 所在地	課程	学科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
			④	環境緑地	22	17	8	0	1	2	16	22	
			④	総合 ビジネス科	44	71	6	12	0	0	36	69	
県	麻溝台	(252-0329)〔042(778)2731〕 相模原市南区北里2-11-1	④	普通	179	178	1	0	1	0	173	179	
県	神奈川 総合産業	(252-0307)〔042(742)6111〕 相模原市南区文京1-11-1	④④	総合産業	149	72	5	2	1	0	159	79	
			④④	総合	19	7	10	2	1	0	15	8	
県	上鶴間	(252-0318)〔042(743)5622〕 相模原市南区上鶴間本町9-31-1	④	普通	137	132	4	1	6	1	155	147	
県	上溝	(252-0243)〔042(762)0008〕 相模原市中央区上溝6-5-1	④	普通	100	135	1	0	0	0	104	128	
県	上溝南	(252-0243)〔042(778)1981〕 相模原市中央区上溝269	④	普通	192	161	1	1	1	1	188	164	
県	相模田名	(252-0244)〔042(761)3339〕 相模原市中央区田名6786-1	④	普通	149	112	11	6	2	6	174	132	
県	相模原	(252-0242)〔042(752)4133〕 相模原市中央区横山1-7-20	④	普通	139	137	0	0	0	0	136	135	
県	相模原中央 支援学校	(252-0221)〔042(768)8510〕 相模原市中央区高根1-5-36	④	普通	25	12	5	0	1	0	27	12	
県	相模原 中等教育学校	(252-0303)〔042(749)1279〕 相模原市南区相模大野4-1-1	④	普通	72	68	0	0	0	0	78	78	
県	相模原 支援学校	(252-0336)〔042(778)0331〕 相模原市南区当麻814	④	普通	33	18	9	3	0	1	37	15	
県	相模原城山	(252-0116)〔042(782)6565〕 相模原市緑区城山1-26-1	④	普通	142	123	10	13	0	1	121	146	R5.4 相模原総合高校と 統合により城山高校から 相模原城山高校に学 校名変更
県	津久井	(252-0159)〔042(784)1053〕 相模原市緑区三ヶ木272-1	④	普通	65	36	15	8	10	6	62	26	
			④	福祉	7	16	3	8	2	3	11	19	
			④	普通	2	3	0	0	1	0	2	3	
県	津久井 支援学校	(252-0175)〔042(684)4860〕 相模原市緑区若柳44	④	普通	3	1	1	0	0	0	7	9	
県	橋本	(252-0143)〔042(774)0611〕 相模原市緑区橋本8-8-1	④	普通	119	170	1	2	1	1	87	185	
県	相模原弥栄	(252-0229)〔042(758)4695〕 相模原市中央区弥栄3-1-8	④	スポーツ科学	50	27	2	0	1	0	52	27	R2.4 相模原 青陵高校と統 合・名称変更
			④	普通	91	104	0	0	0	0	77	112	
			④	音楽	8	23	0	0	0	0	9	29	
			④	美術	4	33	0	0	0	0	4	33	
私	麻布大学附属	(252-0206)〔042(757)2403〕 相模原市中央区淵野辺1-17-50	④	普通	170	187	0	1	0	0	130	122	

設立区分	学校名	(郵便番号)〔電話番号〕 所在地	課程	学科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
私	光明学園 相模原	(252-0336)〔042(778)3333〕 相模原市南区当麻 856	全	普通	244	143	28	4	1	2	237	131	
女私	相模女子大学 高等部	(252-0307)〔042(742)1442〕 相模原市南区文京 2-1-1	全	普通	-	378	-	0	-	0	-	338	
私	シュタイナー学園 高等部	(252-0183)〔042(687)5510〕 相模原市緑区吉野 407	全	普通	8	10	0	0	0	0	12	16	
私	東海大学付属 相模	(252-0395)〔042(742)1251〕 相模原市南区相南 3-33-1	全	普通	345	246	0	1	1	0	333	252	
■ 厚木公共職業安定所					(243-0003) 厚木市寿町 3-7-10 〔046(296)8609〕 〈最寄駅…小田急線 = 本厚木〉								
県	愛川	(243-0308)〔046(286)2871〕 愛甲郡愛川町三増 822-1	全	普通	102	62	43	16	1	0	93	80	
県	厚木	(243-0031)〔046(221)4078〕 厚木市戸室 2-24-1	全	普通	197	153	0	0	0	0	212	145	
県	厚木北	(243-0203)〔046(241)8001〕 厚木市下荻野 886	全	普通	140	88	10	7	0	0	153	72	
				スポーツ科学	29	5	3	1	1	0	31	3	
県	厚木清南	(243-0021)〔046(228)2015〕 厚木市岡田 1-12-1	全単	普通	41	116	2	9	0	1	58	129	
		定時制〔046(228)2015〕	定単	普通	12	20	9	12	1	0	24	20	
		通信制〔046(228)2015〕	通単	普通	18	47	7	7	0	0	56	109	
県	厚木西	(243-0123)〔046(248)1705〕 厚木市森の里青山 12-1	全	普通	130	116	6	2	0	0	122	108	
県	厚木王子	(243-0817)〔046(221)3158〕 厚木市王子 1-1-1	全	普通	79	113	0	1	0	0	71	120	R6.4 厚木東高校と厚木商業高校が再編統合され、普通科と総合ビジネス科を併置した、厚木王子高校が開校
			全	総合ビジネス	62	80	16	19	0	2	58	89	
県	有馬	(243-0424)〔046(238)1333〕 海老名市社家 5-27-1	全	普通	112	188	1	3	0	0	117	186	
県	海老名	(243-0422)〔046(232)2231〕 海老名市中新田 1-26-1	全	普通	200	188	0	0	0	0	207	182	
県	中央農業	(243-0422)〔046(231)5202〕 海老名市中新田 4-12-1	全	園芸科学	39	31	9	7	6	3	33	28	
			全	畜産科学	9	27	0	2	0	1	16	18	
			全	農業総合	37	34	7	5	2	5	38	33	
県	相模向陽館	(252-0003)〔046(298)3455〕 座間市ひばりが丘 3-58-1	定単	普通	93	88	40	23	0	0	108	96	
県	座間	(252-0029)〔046(253)2011〕 座間市入谷西 5-11-1	全	普通	152	114	0	0	0	0	168	141	
県	座間総合	(252-0013)〔046(253)2920〕 座間市栗原 2487	全単	総合	99	126	7	6	0	3	103	153	
県	座間支援学校	(252-0029)〔046(255)2251〕 座間市入谷西 5-10-1	全	普通	39	14	13	6	0	0	34	18	

設立区分	学校名	(郵便番号)〔電話番号〕 所在地	課程	学科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
県	えびな 支援学校	(243-0422)〔046(292)5612〕 海老名市新田4-5-1	全	普通	23	9	6	1	0	0	32	14	
私	厚木中央	(243-0032)〔046(221)5678〕 厚木市恩名1-17-18	通	普通	16	9	9	3	5	1	11	5	
			通	工業	12	0	4	0	0	0	6	0	
私	専門学校 神奈川総合 大 学 校	(243-0032)〔046(221)5678〕 厚木市恩名1-17-18	全	工業技術学科	12	0	4	0	0	0	6	0	
			全	生活造形学科	2	3	1	0	0	1	0	0	
■ 松田公共職業安定所					(258-0003) 足柄上郡松田町松田惣領 2037 〔0465(82)8609〕 〈最寄駅…御殿場線=松田・小田急線=新松田〉								
県	足柄	(250-0106)〔0465(73)0010〕 南足柄市怒田860	全	普通	113	102	6	5	2	0	137	110	
県	大井	(258-0017)〔0465(83)4101〕 足柄上郡大井町西大井984-1	全	普通	32	25	13	6	2	2	38	30	
県	秦野総合	(257-0013)〔0463(82)1400〕 秦野市南が丘1-4-1	全	総合	92	102	15	14	3	9	114	68	
		定時制〔0463(82)1400〕	定	総合	3	5	0	2	0	0	5	3	
県	秦野	(257-0004)〔0463(77)1422〕 秦野市下大槻113	全	普通	206	144	1	0	0	0	198	155	
県	秦野曾屋	(257-0031)〔0463(82)4000〕 秦野市曾屋3613-1	全	普通	101	153	1	1	0	2	139	126	
県	山北	(258-0111)〔0465(75)0828〕 足柄上郡山北町向原2370	全	普通	122	56	20	7	4	1	112	59	
県	吉田島	(258-0021)〔0465(82)0151〕 足柄上郡開成町吉田島281	全単	都市農業科	17	15	7	6	1	2	19	12	
			全単	食品加工科	7	21	3	11	0	2	7	13	
			全単	環境緑地科	12	18	6	5	1	3	16	11	
			全単	生活科学科	8	27	2	5	1	0	5	24	
私	立花学園	(258-0003)〔0465(83)1081〕 足柄上郡松田町松田惣領307-2	全	普通	245	139	11	0	1	0	259	151	
株	山北学園 鹿島山北	(258-0201)〔0465(78)3900〕 足柄上郡山北町中川921-87	通単	普通	72	98	2	1	10	5	111	103	
県	秦野支援学校	(257-0025)〔0463(81)5908〕 秦野市落合500	全	普通	17	8	7	0	0	1	23	10	
■ 横浜南公共職業安定所					(236-8609) 横浜市金沢区寺前1-9-6 〔045(788)8609〕 〈最寄駅…京浜急行線=金沢文庫〉								
県	追浜	(237-0061)〔046(865)4174〕 横須賀市夏島町13	全	普通	107	161	0	0	0	0	138	172	
		定時制〔046(865)6912〕	定	普通	10	3	7	2	0	0	4	8	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備 考
					男	女	県 内		県 外		男	女	
							男	女	男	女			
県	金 沢 総 合	(236-0051)〔045 (773) 9943〕 横浜市金沢区富岡東 6-34-1	④⑤⑥	総合学科	77	184	6	10	0	1	84	174	
県	金 沢 支 援 学 校	(236-0051)〔045 (770) 0456〕 横浜市金沢区富岡東 2-6-1	④	普 通	26	19	4	3	0	0	35	14	
県	釜 利 谷	(236-0042)〔045 (785) 1962〕 横浜市金沢区釜利谷東 4-58-1	④	普 通	58	64	20	12	5	6	60	69	
県	逗 子 葉 山	(249-0005)〔046 (873) 7322〕 逗子市桜山 5-24-1	④	普 通	173	130	11	6	3	1	162	137	R5.4 県立逗葉高校と 県立逗子高校が合併 し校名変更
市	金 沢	(236-0027)〔045 (781) 5713〕 横浜市金沢区瀬戸 22-1	④	普 通	176	139	0	0	0	0	170	143	
私	関 東 学 院 六 浦	(236-8504)〔045 (781) 2525〕 横浜市金沢区六浦東 1-50-1	④	普 通	117	79	0	0	0	0	125	101	
男私	逗 子 開 成	(249-8510)〔046 (871) 2062〕 逗子市新宿 2-5-1	④	普 通	264	-	0	-	0	-	268	-	
女私	聖 和 学 院	(249-0001)〔046 (871) 2670〕 逗子市久木 2-2-1	④	普 通	-	5	-	0	-	0	-	12	
			④	英 語	-	11	-	0	-	0	-	17	
私	横 浜	(236-0053)〔045 (781) 3396〕 横浜市金沢区能見台通 46-1	④	普 通	283	296	1	0	1	3	423	466	
私	横 浜 創 学 館	(236-0037)〔045 (781) 0631〕 横浜市金沢区六浦東 1-43-1	④	普 通	288	198	12	3	8	3	283	214	
■ 川崎北公共職業安定所					(213-8573) 川崎市高津区千年 698-1 〔044 (777) 8609〕 〈最寄駅…南武線＝武蔵新城〉								
県	麻 生	(215-0006)〔044 (966) 7766〕 川崎市麻生区金程 3-4-1	④	普 通	138	171	0	0	0	0	162	152	
県	麻 生 総 合	(215-0023)〔044 (987) 1750〕 川崎市麻生区片平 1778	④⑤⑥	総合学科	45	53	7	9	3	5	61	53	
県	麻 生 支 援 学 校	(215-0013)〔044 (980) 4855〕 川崎市麻生区王禅寺 303-1	④	普 通	28	11	7	2	3	0	22	23	
県	生 田	(214-0035)〔044 (977) 3800〕 川崎市多摩区長沢 3-17-1	④	普通(一般)	191	160	0	0	0	0	228	164	
県	生 田 東	(214-0038)〔044 (932) 1211〕 川崎市多摩区生田 4-32-1	④	普 通	133	152	6	1	2	3	127	165	
県	川 崎 北	(216-0003)〔044 (855) 2631〕 川崎市宮前区有馬 3-22-1	④	普 通	119	157	4	2	3	1	130	156	
県	川 崎 工 科	(211-0013)〔044 (511) 0114〕 川崎市中原区上平間 1700-7	④	総合技術科	138	10	53	4	27	2	139	12	
県	新 城	(211-0042)〔044 (766) 7457〕 川崎市中原区下新城 1-14-1	④	普 通	118	149	0	0	0	2	118	153	
県	菅	(214-0004)〔044 (944) 4141〕 川崎市多摩区菅馬場 4-2-1	④	普 通	156	154	10	4	3	13	172	134	

設立区分	学校名	(郵便番号)〔電話番号〕 所在地	課程	学科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
県	住吉	(211-0021)〔044(433)8555〕 川崎市中原区木月住吉町34-1	全	普通	158	187	0	1	0	0	178	163	
県	高津支援学校	(213-0035)〔044(865)0477〕 川崎市高津区向ヶ丘16	全	普通	36	10	22	6	1	0	33	10	
県	多摩	(214-0021)〔044(911)7107〕 川崎市多摩区宿河原5-14-1	全	普通	158	118	0	0	0	0	165	114	
県	中原支援学校	(211-0035)〔044(755)1632〕 川崎市中原区井田3-13-1	全	普通	30	14	2	0	1	2	35	12	
県	向の岡工業	(214-0022)〔044(833)5221〕 川崎市多摩区堰1-28-1	全	機械	34	2	18	1	5	0	51	0	
			全	電気	57	2	23	0	13	1	46	2	
			全	建設	44	7	17	4	17	1	36	6	
			定単	総合	4	1	0	1	3	0	10	2	
県	百合丘	(214-0036)〔044(977)8955〕 川崎市多摩区南生田4-2-1	全	普通	158	180	1	1	3	1	179	195	
市	高津	(213-0011)〔044(811)2555〕 川崎市高津区久本3-11-1	全	普通	126	147	1	3	1	0	126	147	
			定	普通	7	4	2	0	5	4	10	9	
市	橘	(211-0012)〔044(411)2640〕 川崎市中原区中丸子562	全	普通	98	100	0	0	0	0	92	98	
			全	国際	11	27	0	0	0	0	10	29	
			全	スポーツ	23	16	0	0	0	0	23	16	
			定	普通	9	10	2	3	0	0	10	14	
市	中央支援学校	(213-0011)〔044(844)1275〕 川崎市高津区久本3-7-1	全	普通	48	14	3	0	5	0	41	22	
市	聾学校	(211-0053)〔044(766)6500〕 川崎市中原区上小田中3-10-5	全	普通	0	0	0	0	0	0	0	0	
			全	ライフクリエイト	1	0	0	0	1	0	1	2	
私	大西学園	(211-0063)〔044(722)2332〕 川崎市中原区小杉町2-284	全	普通	16	19	0	1	1	2	16	19	
			全	家庭	0	6	0	4	0	2	0	9	
女私	カリタス女子	(214-0012)〔044(911)4656〕 川崎市多摩区中野島4-6-1	全	普通	0	171	0	0	0	0	0	154	
女私	洗足学園	(213-8580)〔044(856)2777〕 川崎市高津区久本2-3-1	全	普通	0	237	0	0	0	0	0	242	
私	桐光学園	(215-8555)〔044(987)0519〕 川崎市麻生区栗木3-12-1	全	普通	389	192	0	0	0	0	359	205	
女私	日本女子大学 附属	(214-8565)〔044(952)6711〕 川崎市多摩区西生田1-1-1	全	普通	0	365	0	0	0	0	0	365	
私	法政大学第二	(211-0031)〔044(711)4321〕 川崎市中原区木月大町6-1	全	普通	373	249	0	0	0	0	357	273	

設 立 区 分	学 校 名	(郵便番号)〔電話番号〕 所 在 地	課 程	学 科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備 考	
					男	女	県 内		県 外		男	女		
							男	女	男	女				
■ 港北公共職業安定所													(222-0033) 横浜市港北区新横浜 3-24-6 横浜港北地方合同庁舎 〔045 (474) 1221〕 〈最寄駅…JR線・市営地下鉄・東急新横浜線・相鉄新横浜線=新横浜〉	
県	市	ヶ 尾	(225-0024)〔045 (971) 2041〕 横浜市青葉区市ヶ尾町 1854	全	普 通	183	209	0	0	0	0	211	179	
県	荏 田	(224-0007)〔045 (941) 3111〕 横浜市都筑区荏田南 3-9-1	全	普 通 (一般コース)	218	166	5	2	0	0	207	177		
県	川 和	(224-0057)〔045 (941) 2436〕 横浜市都筑区川和町 2226-1	全	普 通	141	172	0	0	0	1	164	191		
県	岸 根	(222-0034)〔045 (401) 7872〕 横浜市港北区岸根町 370	全	普 通	144	160	0	1	1	0	166	144		
県	霧 が 丘	(226-0016)〔045 (921) 6911〕 横浜市緑区霧が丘 6-16-1	全	普 通	185	143	6	3	3	0	177	147		
県	港 北	(222-0037)〔045 (541) 6251〕 横浜市港北区大倉山 7-35-1	全	普 通	179	169	0	0	0	0	161	190		
県	新 栄	(224-0035)〔045 (593) 0307〕 横浜市都筑区新栄町 1-1	全	普 通	164	175	4	6	1	3	192	133		
県	田 奈	(227-0034)〔045 (962) 3135〕 横浜市青葉区桂台 2-39-2	全	普 通	23	20	6	4	10	4	20	23		
県	新 羽	(223-0057)〔045 (543) 8631〕 横浜市港北区新羽町 1348	全	普 通	170	183	12	5	0	2	161	200		
県	白 山	(226-0006)〔045 (933) 2231〕 横浜市緑区白山 4-71-1	全	普 通	133	100	9	13	1	4	133	141		
				全	美 術	5	29	0	0	0	0	4	31	
県	みどり支援学校	(226-0002)〔045 (471) 7491〕 横浜市緑区東本郷 5-18-1	全	普 通	23	19	3	1	0	1	25	13		
県	元 石 川	(225-0004)〔045 (902) 2692〕 横浜市青葉区元石川町 4116	全	普 通	151	195	1	0	0	0	178	173		
市	北 網 島 特 別 支 援 学 校	(223-0053)〔045 (545) 0126〕 横浜市港北区綱島西 5-14-54	全	普 通	1	1	0	0	0	0	2	1		
女私	英 理 女 子 学 院	(222-0011)〔045 (431) 8188〕 横浜市港北区菊名 7-6-43	全	普 通	0	178	0	2	0	1	0	161		
女私	大 谷 学 園 清 心 女 子	(222-0024)〔045 (421) 8864〕 横浜市港北区篠原台町 36-37	通	普 通	0	123	0	5	0	0	0	131		
私	神 奈 川 大 学 附 属	(226-0014)〔045 (934) 6211〕 横浜市緑区台村町 800	全	普 通	106	96	1	0	0	0	109	104		
男私	慶 應 義 塾	(223-8524)〔045 (566) 1382〕 横浜市港北区日吉 4-1-2	全	普 通	735	0	0	0	0	0	711	0		
男私	サ レ ジ オ 学 院	(224-0029)〔045 (591) 8222〕 横浜市都筑区南山田 3-43-1	全	普 通	184	0	0	0	0	0	180	0		
私	中 央 大 学 附 属 横 浜	(224-8515)〔045 (592) 0801〕 横浜市都筑区牛久保東 1-14-1	全	普 通	116	240	0	0	0	0	112	233		

設立区分	学校名	(郵便番号)〔電話番号〕 所在地	課程	学科	令和7年3月 卒業者数		令和7年3月 就職者数				令和8年3月 卒業予定者数		備考
					男	女	県内		県外		男	女	
							男	女	男	女			
私	桐蔭学園	(225-8502)〔045(971)1411〕 横浜市青葉区鉄町1614	全	普通	363	363	0	0	0	0	498	404	
私	桐蔭学園 中等教育学校	(225-8502)〔045(971)1411〕 横浜市青葉区鉄町1614	全	普通	180	65	0	0	0	0	174	96	
私	日本大学	(223-8566)〔045(560)2600〕 横浜市港北区箕輪町2-9-1	全	普通	293	223	1	0	0	0	253	197	
男私	武相	(222-0023)〔045(401)9042〕 横浜市港北区仲手原2-34-1	全	普通	253	0	7	0	6	0	237	0	
私	森村学園	(226-0026)〔045(984)2505〕 横浜市緑区長津田町2695	全	普通	84	92	0	0	0	0	67	94	
私	横浜翠陵	(226-0015)〔045(921)0301〕 横浜市緑区三保町1	全	普通	82	71	0	0	1	0	92	78	
県	あおば支援学校	(227-0041)〔045(978)1170〕 横浜市青葉区上谷本町109	全	普通	15	19	1	0	0	0	25	9	R2.4新設
私	野田鎌田学園 横浜高等専修学校	(223-0059)〔045(642)3900〕 横浜市港北区北新横浜1-4-1	全	調理	29	20	7	3	16	5	31	19	
		(226-0015)〔045(921)0301〕 横浜市緑区三保町1	全	情報メディア	4	0	0	0	0	0	15	0	
■ 大和公共職業安定所					(242-0018) 大和市深見西3-3-21 〔046(260)8609〕 〈最寄駅…小田急江の島線・相模鉄道=大和〉								
県	綾瀬	(252-1134)〔0467(76)1400〕 綾瀬市寺尾南1-4-1	全	普通	161	157	11	6	1	4	175	140	
県	綾瀬西	(252-1123)〔0467(77)5121〕 綾瀬市早川1485-1	全	普通	138	133	45	36	1	1	148	131	
県	大和	(242-0002)〔046(274)0026〕 大和市つきみ野3-4	全	普通	132	137	0	0	0	0	157	116	
県	大和西	(242-0006)〔046(276)1155〕 大和市南林間9-5-1	全	普通	135	134	0	0	0	0	160	111	
県	大和東	(242-0011)〔046(264)1515〕 大和市深見1760	全	普通	93	73	24	19	7	8	78	88	
県	大和南	(242-0014)〔046(269)5050〕 大和市上和田2557	全	普通	189	112	3	4	7	5	160	139	
私	柏木学園	(242-0018)〔046(260)9011〕 大和市深見西4-4-22	全単	普通	209	158	13	12	0	0	220	150	
女私	聖セシリア 女子	(242-0006)〔046(275)3727〕 大和市南林間3-10-1	全	普通	0	114	0	0	0	0	0	116	
私	生蘭高等 専修学校	(252-1121)〔0467(76)1616〕 綾瀬市小園1520	全	総合ビジネス科	80	25	6	3	1	0	103	33	
私	大和商业高等 専修学校	(242-0012)〔046(262)0122〕 大和市深見東1-1-9	全	総合ビジネス科	51	15	18	2	0	0	61	12	

表の見方

設立区分

①=国立、②=県立、③=市立、④=私立高校、⑤=「構造改革特別区域法」に基づき株式会社が設置する学校を示します。また、⑥=男子校、⑦=女子校を示し、記載がないのは共学校です。

課程

⑧=全日制高校、⑨=定時制高校、⑩=通信制高校、⑪=単位制高校を示します。

学科

普通=普通科・その他は総合、商業、福祉、その他の学科名を示します。

備考

過去5年間に設立された学校について新設と示してあります。

男子校・女子校・共学校の区別は令和7年3月卒業予定者を基準としています。

神奈川県内 特別支援学校一覧

No	学校名	設置学部					郵便番号	所在地	電話
		幼	小	中	高	専			
県立									
1	平塚盲学校	視	視	視	視	視	254-0047	平塚市追分 10-1	0463 (31) 0948
2	平塚ろう学校	聴	聴	聴	聴	聴	254-0074	平塚市大原 2-1	0463 (32) 0129
3	瀬谷支援学校		知	知	知		246-0005	横浜市瀬谷区竹村町 28-1	045 (302) 1616
3b	〃分教室 [大和東高校内]				知		242-0011	大和市深見 1760	046 (264) 2061
3c	〃分教室 [大和南高校内]				知		242-0014	大和市上和田 2557	046 (279) 6577
4	相模原支援学校		知	知	知		252-0336	相模原市南区当麻 814	042 (778) 0331
4b	〃分教室 [橋本高校内]				知		252-0143	相模原市緑区橋本 8-8-1	042 (700) 1621
5	保土ヶ谷支援学校		知	知	知		240-0026	横浜市保土ヶ谷区権太坂 1-8-1	045 (714) 0126
5b	〃分教室 [舞岡高校内]				知		244-0814	横浜市戸塚区南舞岡 3-36-1	045 (823) 9654
5c	〃分教室 [横浜平沼高校内]				知		220-0073	横浜市西区岡野 1-5-8	045 (328) 2010
6	武山支援学校		知肢	知肢	知肢		283-0313	横須賀市武 3-35-1	046 (856) 5800
6b	〃分教室 [津久井浜高校内]				知		239-0843	横須賀市津久井 4-4-1	046 (848) 2137
7	藤沢支援学校		知	知	知		252-0813	藤沢市亀井野 2547-19	0466 (82) 8101
7b	〃分教室 [鎌倉高校内]				知		248-0026	鎌倉市七里ヶ浜 2-21-1	0467 (32) 8721
8	高津支援学校		知	知	知		213-0035	川崎市高津区向ヶ丘 16	044 (865) 0477
8b	〃分教室 [生田東高校内]				知		214-0038	川崎市多摩区生田 4-32-1	044 (931) 1020
8c	〃分教室 [川崎北高校内]				知		216-0003	川崎市宮前区有馬 3-22-1	044 (870) 1040
9	みどり支援学校		知	知	知		226-0002	横浜市緑区東本郷 5-18-1	045 (471) 7491
9b	〃分教室 [新栄高校内]				知		224-0035	横浜市都筑区新栄町 1-1	045 (591) 6443
10	伊勢原支援学校		知	知	知		259-1116	伊勢原市石田 1390	0463 (93) 7297
10b	〃伊志田分教室 [伊志田高校内]				知		259-1116	伊勢原市石田 1356-1	0463 (93) 0082
11	小田原支援学校		知肢	知肢	知肢		250-0865	小田原市蓮正寺 1021	0465 (37) 2755
11b	〃大井分教室				知		258-0017	足柄上郡大井町西大井 984-1	0465 (86) 0040
11c	〃湯河原校舎		知肢	知肢	知肢		259-0301	足柄下郡湯河原町中央 2-21-3	0465 (60) 1800
12	鶴見支援学校		知	知	知		230-0071	横浜市鶴見区駒岡 4-40-1	045 (573) 4787
12b	〃分教室 [岸根高校内]				知		222-0034	横浜市港北区岸根町 370	045 (439) 3050
13	湘南支援学校		知	知	知		254-0061	平塚市御殿 4-14-1	0463 (34) 7212
14	平塚支援学校		知肢	知肢	知肢		259-1215	平塚市寺田縄 590	0463 (58) 0456
15	三ツ境支援学校		肢	肢	知肢		246-0021	横浜市瀬谷区二ツ橋町 468	045 (365) 3711
15b	〃分教室 [横浜緑園高校内]				知		245-0003	横浜市泉区岡津町 2667	045 (811) 5231
16	中原支援学校		肢	肢	知肢		211-0035	川崎市中原区井田 3-13-1	044 (755) 1632
16b	〃分教室 [住吉高校内]				知		211-0021	川崎市中原区木月住吉町 34-1	044 (430) 1016
17	鎌倉支援学校		肢	肢	知肢		247-0075	鎌倉市関谷 566	0467 (45) 1482
17b	〃分教室 [金井高校内]				知		224-0845	横浜市栄区金井町 100	045 (852) 4722
18	座間支援学校		肢	肢	知肢		252-0027	座間市入谷西 5-10-1	046 (255) 2253
18b	〃分教室 [有馬高校内]				知		243-0424	海老名市社家 5-27-1	046 (238) 1349
18c	〃分教室 [相模向陽館高校内]				知		252-0003	座間市ひばりが丘 3-58-1	046 (298) 0038

No	学校名	設置学部					郵便番号	所在地	電話
		幼	小	中	高	専			
19	茅ヶ崎支援学校		知肢	知肢	知肢		253-0083	茅ヶ崎市西久保 29-1	0467 (57) 5379
20	津久井支援学校		知肢	知肢	知肢		252-0175	相模原市緑区若柳 44	042 (684) 4860
21	麻生支援学校		知肢	知肢	知肢		215-0013	川崎市麻生区王禅寺 303-1	044 (980) 4850
21b	〃分教室 [元石川高校内]				知		225-0004	横浜市青葉区元石川町 4116	045 (905) 0037
22	金沢支援学校		知肢	知肢	知肢		236-0051	横浜市金沢区富岡東 2-6-1	045 (770) 0456
22b	〃横浜水取沢分教室 [横浜水取沢高校内]				知		235-0043	横浜市磯子区水取沢町 938-2	045 (778) 1065
23	岩戸支援学校				知肢		239-0844	横須賀市岩戸 5-6-5	046 (839) 4502
24	相模原中央支援学校	視聴	視知肢	視知肢	知肢		252-0221	相模原市中央区高根 1-5-36	042 (768) 8510
25	秦野支援学校		肢知病	肢知病	肢知病		257-0025	秦野市落合 500	0463 (81) 5908
26	横浜南支援学校		病	病	病		232-0066	横浜市南区六ッ川 2-138-4	045 (712) 4046
27	横浜ひなたやま支援学校				知		246-0034	横浜市瀬谷区南瀬谷 2-20	045 (300) 5611
28	えびな支援学校		知肢	知肢	知肢		243-0422	海老名市中新田 4-5-1	046 (292) 5612
29	あおば支援学校		知肢	知肢	知肢		227-0041	横浜市青葉区上谷本町 109	045 (978) 1161
横浜市立									
30	盲特別支援学校	視	視	視	視	視	221-0005	横浜市神奈川区松見町 1-26	045 (431) 1629
31	ろう特別支援学校	聴	聴	聴	聴		240-0067	横浜市保土ヶ谷区常盤台 81-1	045 (335) 0411
32	港南台ひの特別支援学校		知	知	知		234-0054	横浜市港南区港南台 5-3-2	045 (830) 5826
33	本郷特別支援学校		知	知	知		247-0007	横浜市栄区小菅ヶ谷 3-37-12	045 (894) 2952
34	日野中央高等特別支援学校				知		234-0053	横浜市港南区日野中央 2-25-3	045 (844) 3015
35	二ッ橋高等特別支援学校				知		246-0021	横浜市瀬谷区二ッ橋町 470	045 (391) 2131
36	上菅田特別支援学校		肢	肢	肢		240-0051	横浜市保土ヶ谷区上菅田町 462	045 (382) 0420
37	中村特別支援学校		肢	肢	肢		232-0033	横浜市南区中村町 4-269-1	045 (261) 9863
38	北綱島特別支援学校		肢	肢			223-0053	横浜市港北区綱島西 5-14-54	045 (545) 0126
39	東俣野特別支援学校		肢	肢	肢		245-0065	横浜市戸塚区東俣野町 1103-1	045 (851) 9631
40	浦舟特別支援学校		病	病			232-0024	横浜市南区浦舟町 3-46	045 (243) 2624
41	若葉台特別支援学校		肢	肢	知肢		241-0801	横浜市旭区若葉台 2-1-1	045 (923) 1300
42	左近山特別支援学校		肢	肢	肢		241-0831	横浜市旭区左近山 1011	045 (352) 1580
川崎市立									
43	聾学校	聴	聴	聴	聴		211-0053	川崎市中原区上小田中 3-10-5	044 (766) 6500
44	中央支援学校			知	知		213-0011	川崎市高津区久本 3-7-1	044 (844) 1275
44b	〃高等部分教室				知		211-0053	川崎市中原区上小田中 3-10-5	044 (755) 5666
45	田島支援学校		知肢	知肢	知肢		210-0853	川崎市川崎区田島町 20-5	044 (355) 1240
横須賀市立									
46	ろう学校	聴	聴	聴	聴		238-0023	横須賀市森崎 5-13-1	046 (834) 1172
47	養護学校		肢	肢			239-0844	横須賀市岩戸 5-6-4	046 (849) 6465
藤沢市立									
48	白浜養護学校		知	知	知		251-0046	藤沢市辻堂西海岸 1-2-2	0466 (33) 1500
国立大学法人									
49	筑波大学附属久里浜 特別支援学校	知	知				239-0841	横須賀市野比 5-1-2	046 (848) 3441
50	横浜国立大学教育学部附属 特別支援学校		知	知	知		232-0061	横浜市南区大岡 2-31-3	045 (742) 2291
私立									
51	横浜訓盲学院	視	視	視	視	視	231-0847	横浜市中区竹之丸 181	045 (641) 2626
52	聖坂支援学校		知	知	知	知	231-0862	横浜市中区山手町 140	045 (622) 2974

県下公共職業安定所一覧

安 定 所 名	所 在 地	郵 便 番 号	管 轄 区 域	電 話 番 号	最 寄 駅
横 浜 (中・高卒)	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル4階 横浜所分庁舎(中・高卒)	220 -0004	横浜市のうち神奈川区、 西区、中区、南区、港南区、 保土ヶ谷区、旭区、磯子 区	(045) 663-8609	JR横浜 市営地下鉄横浜 8分 各私鉄横浜
横浜新卒応援 ハローワーク (大学等卒)	横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階			(045) 312-9206	
戸 塚	横浜市戸塚区戸塚町3722	244 -8560	横浜市のうち戸塚区、瀬 谷区、栄区、泉区	(045) 864-8609	JR戸塚 地下鉄戸塚 15分
川 崎	川崎市川崎区南町17-2	210 -0015	川崎市のうち川崎区、幸 区、横浜市のうち鶴見区	(044) 244-8609	京急川崎、JR川崎 10分
横 須 賀	横須賀市平成町2-14-19	238 -0013	横須賀市(横浜南職安管轄 を除く)、三浦市	(046) 824-8609	京急県立大学 12分
平 塚	平塚市浅間町10-22 (平塚地方合同庁舎1・2F)	254 -0041	平塚市、伊勢原市、中郡	(0463) 24-8609	JR平塚 15分
小 田 原	小田原市栄町1-1-15 ミナカ小田原9階	250 -0011	小田原市、足柄下郡	(0465) 23-8609	JR小田原 小田急小田原 5分
藤 沢	藤沢市朝日町5-12 (藤沢労働総合庁舎)	251 -0054	藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡、 鎌倉市	(0466) 23-8609	JR藤沢、 小田急藤沢 10分
相 模 原	相模原市中央区富士見6-10-10 (相模原地方合同庁舎1F)	252 -0236	相模原市	(042) 776-8609	JR相模原 バス 10分
厚 木	厚木市寿町3-7-10	243 -0003	厚木市、海老名市、座間市、 愛甲郡	(046) 296-8609	小田急本厚木 10分
松 田	足柄上郡松田町松田惣領2037	258 -0003	秦野市、南足柄市、足柄 上郡	(0465) 82-8609	JR松田 5分 小田急新松田 7分
横 浜 南	横浜市金沢区寺前1-9-6	236 -8609	※別掲のとおり	(045) 788-8609	京急金沢文庫 10分
川 崎 北	川崎市高津区千年698-1	213 -8573	川崎市のうち麻生区、宮 前区、高津区、多摩区、 中原区	(044) 777-8609	JR武蔵新城 12分
港 北	横浜市港北区新横浜3-24-6 (横浜港北地方合同庁舎内)	222 -0033	横浜市のうち港北区、緑 区、青葉区、都筑区	(045) 474-1221	JR新横浜 12分 地下鉄新横浜 東急新横浜線新横浜 相鉄新横浜線新横浜
大 和	大和市深見西3-3-21	242 -0018	大和市、綾瀬市	(046) 260-8609	小田急大和 相鉄大和 18分

※〔 横浜市のうち金沢区、逗子市、三浦郡、
横須賀市のうち船越町、田浦港町、田浦町、田浦大作町、田浦泉町、長浦町、箱崎町、鷹取、
湘南鷹取、追浜本町、夏島町、浦郷町、追浜東町、追浜町、追浜南町、浜見台、港が丘 〕